韮崎市第6次障がい者ふれあい計画

（令和6～11年度）

韮崎市第7期障がい福祉計画

韮崎市第3期障がい児福祉計画

（令和6～8年度）

令和6年3月

韮崎市

**は　　　じ　　　め　　　に**

我が国では、「障害者基本法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」等の施行によって、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向けた取り組みが推進されてきました。一方で、障がいのある人や介護する人の高齢化による「親亡き後」の問題や、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式と価値観の変化など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な地域社会を構築するため、『すべての人が輝き　幸せを創造するふるさと　にらさき』の実現を目指して「韮崎市第7次総合計画」を策定し、「思いやりあふれる福祉のまちづくり」を基本方向の一つとして定め、地域の絆で、市民の誰もが住み慣れた地域において健康で安心して暮らすことができる福祉のまちの実現を目指しています。

この度、「韮崎市第5次障がい者ふれあい計画」「韮崎市第6期障がい福祉計画」「韮崎市第２期障がい児福祉計画」の計画期間満了に伴い、新たな法制度や社会情勢の変化、多様化するニーズ、地域課題等を踏まえて「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」「韮崎市第7期障がい福祉計画」「韮崎市第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、『地域の絆で支え合い、すべての人が輝けるまち　にらさき』を新たな基本理念に、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し、地域で支え合う暮らしを実現できるまちを目指し、障がいのある人やその家族のニーズの多様化への対応を「チーム韮崎」で進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました韮崎市障がい者施策推進協議会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民や関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

韮崎市長

　　

**第1章　計画の概要**

**1　計画策定の趣旨**

近年、我が国では、障がい者施策が大きく推し進められています。国においては、平成26年に批准した、障がいのある人の権利を実現するための措置などを規定した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づき、障がいのある人の自由や教育・労働などの権利の促進などが進められています。平成23年には「障害者基本法[[1]](#footnote-1)」の一部が改正され、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法[[2]](#footnote-2)」）が施行されています。平成26年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法[[3]](#footnote-3)」）の施行後、平成28年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の見直しが行われました。また、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法[[4]](#footnote-4)」）が施行され、この中では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供が求められています。その後、令和3年の改正において法的義務となり、改正法は令和6年4月より施行されます。

本市では、こうした国の制度改正内容なども含め、障がいのある人への支援を進めてきました。今回の計画においては、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し、地域で支え合う暮らしを実現できるまちづくりを目指し、障がいのある人やその家族のニーズの多様化への対応を進めていきます。

また、法制度の変化に的確に対応し、障がい者施策を総合的・体系的に推進するため、「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」「韮崎市第7期障がい福祉計画」「韮崎市第3期障がい児福祉計画」（以下、3計画をまとめて「本計画」という。）を策定します。

**2　計画の対象**

本計画の主な対象は、障がいのある人や難病[[5]](#footnote-5)患者及びその家族、介助者などです。ここでいう「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を意味します。

また、障がい者施策を推進することにおいて、周囲の人々が障がいに対する理解を深めることが重要となるため、全市民及び事業者を計画の対象とします。

**3　計画の位置づけ**

「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、本市における障がいのある人に関する基本的施策を中長期的かつ体系的に推進していくためのものです。また、「韮崎市第7期障がい福祉計画」「韮崎市第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画と、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した計画です。

また、本計画は「韮崎市第7次総合計画 後期基本計画」及び「韮崎市地域福祉計画」を上位計画として位置づけるとともに各種関連計画との整合性を図りながら定めるものとします。

【計画の位置づけ】

**韮崎市第６次障がい者ふれあい計画**

**韮崎市第７期障がい福祉計画**

**韮崎市第３期障がい児福祉計画**

【関連計画】

○高齢者福祉計画・

介護保険事業計画

○子ども・子育て支援

事業計画

○健康増進計画　など

（国）障害者基本計画

**根拠法**

障害者基本法

障害者総合支援法、児童福祉法

**韮崎市第７次総合計画**

韮崎市地域福祉計画

**やまなし障害児・障害者プラン２０２４**

整合

市の将来像の福祉面からの実現・反映

整合

整合

整合

整合

**4　計画の期間**

「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。また、「韮崎市第7期障がい福祉計画」・「韮崎市第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度の3か年計画とします。

なお、国や山梨県の施策の動向、障がいのある人を取り巻く環境の変化などを見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** | **令和****9年度** | **令和****10年度** | **令和****11年度** |
| 韮崎市第5次障がい者ふれあい計画 | **韮崎市第6次障がい者ふれあい計画** |
| 韮崎市第6期 障がい福祉計画 | **韮崎市第7期****障がい福祉計画** | 第8期韮崎市障がい福祉計画 |
| 韮崎市第2期障がい児福祉計画 | **韮崎市第3期****障がい児福祉計画** | 第4期韮崎市障がい児福祉計画 |

**5　計画の策定方法**

本計画の策定にあたっては、サービスを利用する方々の現状を適切に把握するため、障がいのある人を対象にアンケート調査を実施するとともに、関係者の意見を反映させるため、福祉・医療関係者及び当事者団体の代表などから構成される韮崎市障がい者施策推進協議会にて、計画内容を検討いただきながら策定しました。また、パブリックコメント制度に則り、市民の皆さまの意見を広く反映するため、計画案を市ホームページなどで公表し、意見を募集しました。

【パブリックコメントの概要】

実施期間　：令和5年12月11日～令和6年1月12日

意見提出数：３件

**6　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進**

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goalsの略であり、平成27年９月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「韮崎市第7次総合計画 後期基本計画」では、ＳＤＧｓを推進するとしていることから、本計画においてもＳＤＧｓを踏まえて、各施策を推進していくものとします。

本計画と主に関連のあるＳＤＧｓのゴールは次の6つです。

【本計画と関連のあるＳＤＧｓのゴール】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| C:\Users\yoshii_s\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\sdg_icon_01_ja_2.png | C:\Users\yoshii_s\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\sdg_icon_02_ja_2.png |  |
| 貧困をなくそう | 飢餓をゼロに | すべての人に健康と福祉を |
|  |  |  |
| 働きがいも経済成長も | 人や国の不平等をなくそう | パートナーシップで目標を達成しよう |

**第2章　本市の障がいのある人の現状**

**1　人口・世帯の状況**

**（1）年齢3区分別人口の推移**



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本市の総人口は年々減少傾向にあり、令和5年においては28,205人となっています。令和元年と令和5年を比較すると、老年人口は195人増加、生産年齢人口は1,090人減少、年少人口は468人減少しています。

**（2）一般世帯人員と一般世帯数、1世帯あたり人員の推移**



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

一般世帯人員と1世帯あたり人員は、平成17年以降やや減少傾向にあります。一般世帯数においては、平成17年以降やや増加傾向にありましたが平成27年から令和2年にかけては再び減少しています。令和2年においては、一般世帯人員が28,302人、1世帯あたり人員は2.46人となっています。

**2　障がいのある人に関する状況**

**（1）障がい種別障害者手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者の推移をみると、令和元年以降はほぼ横ばいの状態が続いており、令和5年においては、身体障害者手帳[[6]](#footnote-6)所持者が1,084人、療育手帳[[7]](#footnote-7)所持者が276人、精神障害者保健福祉手帳[[8]](#footnote-8)所持者が343人となっています。

**（2）年齢3区分別障害者手帳所持者数及び各人口に占める割合の推移**





出典：福祉課（各年4月1日現在）

年齢3区分別の障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年以降はほぼ横ばいの状態が続いており、令和５年においては０～14歳が49人、15～64歳が717人、65歳以上が937人となっています。また、各年齢区分の人口に占める割合をみると、令和元年から令和5年のすべてにおいて65歳以上が最も多く、約１割を占めています。令和5年においては、０～14歳が1.7％、15～64歳が4.4％、65歳以上が10.5％となっています。

**（3）身体障害者手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移は、令和元年以降やや減少傾向にあり、令和5年においては合計1,084人となっています。等級別でみると、1級が354人と最も多く、次いで４級が278人、３級が187人となっています。各年いずれにおいても１級の占める割合が多く、３割強となっています。

**（4）年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

年齢３区分別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年から令和３年にかけては横ばい、それ以降はやや減少傾向にあります。また、0～14歳・15～64歳はほぼ横ばいですが、65歳以上は令和4年以降減少傾向にあり、令和5年においては、0～14歳が16人、15～64歳が268人、65歳以上が800人となっています。

**（5）等級別・障害種別身体障害者手帳所持者数**



出典：福祉課（令和5年4月1日現在）

等級別・障害種別の身体障害者手帳所持者数をみると、１級・４級は内部障がい、２級・３級・５級は肢体不自由、６級は聴覚・平衡機能障がいがそれぞれ最も多くなっています。視覚障がいは、１級及び２級が占める割合が他の障害種別と比較して多くなっています。

**（6）療育手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年から令和２年にかけてはやや増加し、それ以降は合計270人台で推移しています。等級別でみると、令和5年においては、「重度」が121人、「中軽度」が155人となっています。

**（7）年齢3区分別療育手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

年齢３区分別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年から令和5年にかけてほぼ横ばいとなっています。令和5年においては、0～14歳が31人、15～64歳は213人、65歳以上は32人となっています。

**（8）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、令和元年以降増減を繰り返しています。等級別でみると、「1級」はやや減少傾向にあり、「2級」「3級」は増減を繰り返しています。

**（9）年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

年齢３区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年以降増減を繰り返しています。令和5年においては、0～14歳が2人、15～64歳が236人、65歳以上が105人となっています。

**（10）障害福祉サービス等受給者数の推移**



出典：福祉課（各年4月1日現在）

障害福祉サービス等受給者数の推移は、令和元年以降増加傾向にあります。令和元年から令和5年にかけては、合計人数が339人から409人に増加しています。種別でみると、令和元年から令和5年にかけて、障害福祉サービスは38人増加、障害児通所支援は32人増加しています。

**（11）特別支援学級[[9]](#footnote-9)の設置状況の推移**



出典：教育課（各年4月1日現在）

特別支援学級の設置状況は、令和5年において20学級設置されており、令和元年と比較すると3学級増加しています。

**（12）特別支援学級の区分別在籍者数の推移**



出典：教育課（各年度4月1日現在）

特別支援学級の区分別在籍者数は、上記の表のとおりとなっています。

**（13）県内特別支援学校[[10]](#footnote-10)での市内在住者の在籍状況の推移**



出典：教育課（各年度4月1日現在）

※富士見支援学校旭分校除く

県内特別支援学校での市内在住者の在籍状況の推移は、令和元年から令和5年にかけて、40～50人前後で推移しています。令和5年においては小学部が16人、中学部が12人、高等部が20人となっています。

**3　第5次計画の進捗**

第5次計画においては、以下の4つの基本方針を打ち出して、施策を展開してきました。各方針における進捗は以下のとおりです。

**（1）尊重し合い、支え合って暮らせるまちづくり**

障がいに対する理解を深め、互いを尊重し合い、共に社会の一員として生活していくために、権利擁護[[11]](#footnote-11)に関する取り組みや広報などの啓発活動を進めてきました。また、学校と地域で連携し、障がいのある方や高齢者とのふれあい体験を通し、子どもたちが生命の尊厳や生き方などを学ぶ機会を提供しました。しかし、市のまちづくり出前塾など、取り組みの一部においてはその認知度が低いものもあり、より充実した情報発信や各関係機関との連携などが必要とされています。

**（2）快適な地域生活を送れるまちづくり**

住み慣れた地域での快適な暮らしのため、各種相談体制や障害福祉サービスの充実に努めてきました。また、障がいの早期発見・早期療育[[12]](#footnote-12)や重度化防止のため、保健・医療体制の整備を図ってきました。しかし、個人の障がい特性や、さまざまなニーズに対応したサービスの提供体制においては不十分な部分もあるため、必要な支援が必要なときに受けられるよう、引き続き体制を強化していくことが課題となっています。

**（3）自立と社会参加を支援するまちづくり**

希望する自立生活を送るため、社会活動の参加の機会の充実や環境整備を行ってきました。また、発達などが気になる子どもにおいても、本人やその家族に対し、個性を尊重した保育・教育・療育を受けられるような体制を整備してきました。スポーツ・文化活動などの促進においても、パラスポーツや障がい者スポーツ大会への参加などを引き続き推進していくことが必要です。

**（4）安心して暮らせるまちづくり**

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現のため、公共の施設や公園などにユニバーサルデザイン[[13]](#footnote-13)を採用し、さまざまな方に配慮した環境となるよう整備してきました。また、防犯・防災体制については、地区の防災訓練などに障がいのある方に参加してもらい、地域の方と災害時に想定される支援について確認を行いました。安心・安全な日常生活を送るうえでの環境の整備はもちろん、災害時における防災情報を的確に把握するシステムなどの体制整備を推進していくことが必要です。

**4　アンケート調査の結果**

**（1）調査の概要**

**1．調査の目的**

本調査は、「韮崎市第6次障がい者ふれあい計画」の策定に向けて、障がいのある人の実情やニーズを調査し分析するとともに、その意向を反映させるために実施しました。

**2．調査の設計**

対 象 者：市内在住の各種障害者手帳所持者など

標 本 数：1,200人

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査期間：令和4年10月31日～11月18日

**3．回収結果**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **発送数** | **有効回収数** | **有効回収率** |
| 1,200件 | 559件 | 46.6％ |

※有効回収数は、回収数のうち白票や無効票を除いた数

**4．注意事項**

・回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第二位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0％にならない場合があります。

・回答の比率は、その質問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0％を超える場合があります。

・グラフ中の「ｎ（Ｎｕｍｂｅｒ ｏｆ ｃａｓｅの略）」は基礎となるべき実数で、その質問に回答すべき人数を表します。

・調査結果中の「無回答」については、本文で触れていません。

**（2）調査の結果**

**1．基礎的事項**

■性別

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **全　　体** | **559人** | **100.0%** |
| 1　男性 | 306人 | 54.7% |
| 2　女性 | 249人 | 44.5% |
| 3　その他 | 1人 | 0.2% |
| 無回答 | 3人 | 0.5% |

■年齢

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **全　　体** | **559人** | **100.0%** |
| 1　10歳未満 | 17人 | 3.0% |
| 2　10代 | 25人 | 4.5% |
| 3　20代 | 28人 | 5.0% |
| 4　30代 | 38人 | 6.8% |
| 5　40代 | 55人 | 9.8% |
| 6　50代 | 85人 | 15.2% |
| 7　60代 | 94人 | 16.8% |
| 8　70代以上 | 212人 | 37.9% |
| 無回答 | 5人 | 0.9% |

■所持している障害者手帳　※重複回答有

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **全　　体** | **559人** | **100.0%** |
| 1　身体障害者手帳 | 293人 | 52.4% |
| 2　療育手帳 | 94人 | 16.8% |
| 3　精神障害者保健福祉手帳 | 149人 | 26.7% |
| 無回答 | 86人 | 15.4% |

**2．外出・社会参加**

「１週間の外出の頻度」にて【ほぼ毎日】【週４～５回程度】【週２～３回程度】【週１回程度】と回答した方のみ

①外出する際の移動手段（※複数回答可）



外出する際の移動手段は、「自家用車（家族等運転）」が42.0％と最も多く、次いで「自家用車（本人運転）」が39.0％、「徒歩」が19.0％などとなっています。

「１週間の外出の頻度」にて【ほぼ毎日】【週４～５回程度】【週２～３回程度】【週１回程度】と回答した方のみ

②外出した際に困ること（※複数回答可）



外出時に困ることは、「障がい者用の駐車場が少ない」が19.0％と最も多く、次いで「駅や道に階段や段差が多い」「気軽に利用できるトイレが少ない」がともに18.5％、「利用できる交通機関が少ない」が18.3％などとなっています。一方、「特にない」は32.4％となっています。

**3．雇用・就業**

18歳以上もしくは18歳未満で仕事をしている方のみ

①働く上で必要だと思う条件（※複数回答可）



働く上で必要だと思う条件は、「自分に合った仕事であること」が42.0％と最も多く、次いで「自分に合った勤務条件であること」が25.2％、「周囲の理解があること」が20.4％などとなっています。

**4．権利擁護**

①日常生活自立支援事業[[14]](#footnote-14)と成年後見制度[[15]](#footnote-15)

【認知状況】



日常生活自立支援事業の認知状況は、「知っている」が26.3％、「知らない」が50.8％となっています。成年後見制度の認知状況は、「知っている」が31.7％、「知らない」が41.1％となっています。

【利用状況】



日常生活自立支援事業の利用状況は、「利用している」が7.5％、「利用していない」が69.1％となっています。成年後見制度の利用状況は、「利用している」が2.9％、「利用していない」が69.4％となっています。

【利用意向】



日常生活自立支援事業の利用意向は、「利用したいと思う」が5.9％、「今は必要ないが、将来は利用したい」が17.9％、「利用したいと思わない」が12.5％、「わからない」が37.6％となっています。成年後見制度の利用意向は、「利用したいと思う」が3.4％、「今は必要ないが、将来は利用したい」が14.5％、「利用したいと思わない」が17.2％、「わからない」が36.1％となっています。

②差別や偏見、嫌がらせを受けたり、仲間はずれにされたりした経験の有無



日常生活において障がいがあるために差別を受けたりしたことがあるかについては、「ある」が19.5％、「ない」が71.7％となっています。

「②差別や偏見、嫌がらせを受けたり、仲間はずれにされたりした経験の有無」において【ある】と回答した方のみ

③差別や偏見、嫌がらせを受けたり、仲間はずれにされたりしたと感じたとき

（※複数回答可）



差別を受けたりしたと感じた場面は、「職場や学校での人とのつきあい」が43.1％と最も多く、次いで「地域の行事や集まり」が26.6％、「仕事の内容や給料の額」が22.9％などとなっています。

④障がいのある方への偏見や差別を解消するために取り組んでほしいこと

（※複数回答可）



障がいのある方への偏見や差別を解消するために取り組んでほしいことは、「地域の学校において、障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」が27.4％と最も多く、次いで「障がいについての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会等で周知・啓発をする」が25.2％、「地域において障がい者（児）と住民が交流できる機会を増やす」が16.6％などとなっています。一方、「特にない」は30.8％となっています。

**5．相談・情報提供**

①現在の生活で困っていることや不安に思っていること（※複数回答可）



現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、「自分の健康や体力に自信がない」が33.3％と最も多く、次いで「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が20.6％、「家族等介助者の健康状態が不安」が15.7％などとなっています。一方、「特に困っていることはない」は33.6％となっています。

②ふだん相談する人・機関（※複数回答可）



ふだん相談する人（機関）は、「家族・親せき」が59.9％と最も多く、次いで「医療機関（病院、診療所等）」が34.2％、「市の福祉課（基幹相談支援センター[[16]](#footnote-16)）」が19.7％などとなっています。

③生活に必要な情報の入手先（※複数回答可）



生活に必要な情報の入手先は、「テレビ」が55.6％と最も多く、次いで「新聞」が38.3％、「インターネット（携帯電話・スマートフォンを含む）」が35.2％などとなっています。

**6．災害時の対応**

①緊急事態が発生した場合、一人で避難が可能か



災害などの緊急事態が発生した場合、一人で避難できると思うかについては、「一人で避難できると思う」が34.0％、「一人では避難できないと思う」が44.7％、「わからない」が19.7％となっています。

②福祉避難所[[17]](#footnote-17)の認知度



福祉避難所の認知度は、「知っている」が26.3％、「知らない」が65.1％となっています。令和元年度と比較すると、「知っている」が11.6ポイント増加しています。

**7．療育・教育・育成**

18歳未満の方のみ

①育成・教育に関して希望する支援（※複数回答可）



育成・教育に関して希望する支援は、「子どものもつ能力や障がいの状態に適した指導の実施」が68.6％と最も多く、次いで「就学・進路相談等相談体制の充実」が54.3％、「乳幼児期、小学生期、中学生期、中学卒業後の各期の連続性のある支援」が48.6％などとなっています。

**8．障がい福祉施策**

①今後必要だと思う福祉施策（※複数回答可）



今後必要だと思う障がい福祉施策は、「サービス利用手続きの簡素化」が41.9％と最も多く、次いで「相談体制・窓口の充実」が39.7％、「保健・医療・福祉のサービスの充実」が34.3％などとなっています。

**5　本市の障がいのある人を取り巻く課題**

本市の障がいのある人を取り巻く現状や計画の進捗、アンケート調査結果などから考えられる主な課題として、以下の内容が挙げられます。

**（1）地域で安全・安心に暮らしていくための支援**

アンケート調査結果においては、外出したときに困ることについて「障がい者用の駐車場が少ない」「駅や道に階段や段差が多い」「気軽に利用できるトイレが少ない」などが挙げられています。本市においては、誰に対してもやさしいまちづくりのため、中央公園への多目的トイレの設置などを進めています。障がいの有無にかかわらず、地域で安全・安心に暮らしていくためには、障がい特性に対応できるような施設のバリアフリー[[18]](#footnote-18)化や、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めることが重要です。

**（2）障がいのある人の権利を守る取り組みの推進**

アンケート調査結果において、日常生活における、障がいがあるために差別・偏見を受けたりしたことの有無については「ある」と答えた方が約２割となっています。多くを占めてはいないものの、差別や偏見が残っていることがわかります。本市においては、市が主体となり、障がいに対する理解促進のためのまちづくり出前塾や、障害者週間などの啓発活動を行ってきました。また、児童へ向けた道徳授業や、障がい者差別に関する意見交換なども行っています。障がいのある方の権利擁護のために、障がいに対する理解を進め、誰もが自分らしく生活できるような環境を整えていくことが重要です。

**（3）一人ひとりに応じたサービスの提供**

障がいのある方一人ひとりに対してきめ細かなサービスを提供するためには、柔軟な支援体制を整えることや、障がい特性に応じたニーズを把握することが重要です。本市においては、障がいのある方が安定した地域生活を営むことができるよう、福祉就労事業所の充実を図り、グループホームの設置推進へつなげるための必要な訓練やサービスなどを提供しています。障害児通所支援や相談支援事業所など、ニーズの高いサービスが身近な地域で利用できるよう、地域資源の整備を進めていくことが重要です。

**（4）障がいのある子どもへの支援の充実**

近年、発達に遅れのある子どもや、日常生活における支援が必要な子どもが増えています。本市の療育手帳所持者数をみると、令和元年から令和５年にかけ、27人増加しています。韮崎市においては、発達に不安のある子どもの保護者の相談に応じられるよう、専門職による療育相談・心理相談を行っています。また、アンケート調査結果においては、育成や教育に関して希望する支援として「子どものもつ能力や障がいの状態に適した指導の実施」「就学・進路相談等相談体制の充実」などが挙げられています。発達に不安のある子どもやその保護者に対し、子育て支援施策とも連携をとり、一人ひとりの障がいの状態・発達段階や特性に応じた切れ目のない細やかな支援を充実させていくことが重要です。

**（5）災害時や緊急時への対応・支援**

アンケート調査結果においては、災害などの緊急時、一人で避難が可能かということについて「一人で避難できない」または「わからない」と回答した方が約６割、さらにそのうち、近隣に助けてくれる方がいるかどうかについては「いない」または「わからない」と回答した方が約半数強となっています。本市においては、障がいのある方に対し、迅速な安否確認・避難誘導ができるよう、「避難行動要支援者登録台帳[[19]](#footnote-19)」の管理を行っています。また、防災訓練などにおいて、障がいのある方と地域住民の方双方に、災害時に想定される支援についての確認を行っています。災害時や緊急時に的確な支援を提供するため、地域全体での支援体制を構築していくことが必要です。

**第3章　計画の基本的な考え方**

**1　計画の基本理念**

障害者基本法では、「すべての国民が、障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目標として掲げています。

これを踏まえ、令和2年度から令和5年度を計画期間とする「韮崎市第5次障がい者ふれあい計画」においては、『ともに支え合い、自分らしく生活できるまち　にらさき』を基本理念に掲げ、

**①地域住民と関係者が互いに協力し、地域社会における福祉課題の解決に取り組む『地域福祉』の考え方**

**②すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦等から守り、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う『インクルージョン[[20]](#footnote-20)』の考え方**

**③障がいのある人が自分の生活を自分で選び、決定し、実現するための能力を高める『エンパワメント[[21]](#footnote-21)』の考え方**

に基づくさまざまな障がい者施策を推進してきました。

本市では、本計画の上位計画として位置づけられる「韮崎市第7次総合計画 後期基本計画」を令和4年度に策定しました。この計画では、『すべての人が輝き　幸せを創造するふるさと　にらさき』を市の将来像として掲げるとともに、福祉分野の政策として『地域の絆で支え合い、助け合う福祉のまちづくり』を打ち出して、地域でまるごと支え合う福祉のまちを目指しています。

こうした本市の方向性を踏まえて、本計画では以下の基本理念を掲げ、さまざまな主体との連携・協働による障がい者施策の一層の推進を図ります。

**地域の絆で支え合い、**

**すべての人が輝けるまち**

**にらさき**

**2　計画の基本方針**

基本理念の実現に向けて、本計画では以下の4つの基本方針を掲げます。

**（1）尊重し合い、支え合って暮らせるまちづくり**

障がいの有無にかかわらず、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、互いを尊重し合い、相互理解を深め、支え合うことが必要です。そのため、障がい者に対する権利擁護として、成年後見制度や虐待防止、差別解消に向けた取り組みを推進します。また、一般市民に対して、障がい及び障がい者に対する理解の促進を図るため、研修の機会や啓発活動を充実させるとともに、障がいのある人と交流する機会の提供に取り組みます。

**（2）快適な地域生活を送れるまちづくり**

住み慣れた地域で快適な暮らしを送るためには、各種保健事業の推進と障がいの種類や程度に対応した支援が必要です。そのために、早期発見・早期療育や重度化の防止、疾病等の予防など、保健・医療の推進を図るとともに、支援を必要としている人を適切なサービスや情報につなげることができるよう、相談支援・情報提供の充実に努めます。また、地域生活を支える協議会体制を構築し、効果的な施策の展開を推進するとともに、一人ひとりの障がい特性及び多様なニーズに対応した障害福祉サービス等の充実に努めます。

**（3）自立と社会参加を支援するまちづくり**

希望する自立生活を送るためには、社会的な自立の促進と、社会活動に参加するための機会創出及び環境整備が必要となります。そのために、将来自立し、積極的な社会参加を実現できるよう、一人ひとりの個性やニーズを尊重した保育・教育・療育を提供する体制の充実とともに、障がい者の雇用・就労支援の充実に努めます。また、地域のなかで自身の持つ能力を活用していきいきとした生活が送れるよう、障がい者の地域活動やスポーツ・文化活動等の促進を支援します。

**（4）安心して暮らせるまちづくり**

誰もが安心して暮らすことのできるやさしいまちづくりの推進を図るため、公共施設のバリアフリー化や移動手段への支援等を通して、外出しやすい環境の整備を図ります。また、災害発生時や避難生活の長期化等を見据えた防災・減災体制の整備を図るとともに、防犯体制の整備、交通安全等に関する啓発の推進等を通して、生活のあらゆる側面からの安全・安心の確保に努めます。

**3　施策の体系**

**基本理念**

**施策の方向**

**基本方針**

地域の絆で支え合い、すべての人が輝けるまち　にらさき

**基本方針２**

**快適な地域生活を**

**送れるまちづくり**

保健・医療の推進

⑴

相談支援・情報提供の充実

⑵

地域生活を支える協議体制の構築

⑶

障害福祉サービス等の充実

⑷

**基本方針3**

**自立と社会参加を**

**支援するまちづくり**

保育・教育・療育を提供する体制の充実

⑴

雇用・就労支援の充実

⑵

スポーツ・文化活動等の促進

⑶

やさしいまちづくりの推進

⑴

防災・減災体制の整備

⑵

防犯体制の整備

⑶

**基本方針4**

**安心して**

**暮らせるまちづくり**

障がい及び障がい者に

対する理解の促進

⑵

権利擁護と差別解消に
向けた取り組みの推進

⑴

**基本方針１**

**尊重し合い、支え合って**

**暮らせるまちづくり**

**主な取り組み**

①成年後見制度の推進

②権利擁護事業（法人後見事業）

③日常生活自立支援事業

④障がい者虐待防止窓口及び体制の充実

（障がい者虐待防止センター）

⑤峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営

①理解促進研修・啓発事業

②障害者週間等の啓発

③市職員福祉研修

④福祉のこころ醸成事業

⑤手話言語の理解促進

①峡北地域障がい者自立支援協議会の運営

②峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営【再掲】

③障がい者施策推進協議会の運営

④精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①在宅障がい児（者）療育指導事業

②保育所運営事業等

③インクルーシブ教育の充実

④特別支援学級等の就学指導・進路相談

⑤発達障がいのある子ども等の支援

⑥療育相談

⑦巡回相談

⑧ひとり立ち料理教室

①障がい者雇用を支援する機関との連携

②精神障害者社会適応訓練事業の利用の促進

③障がい者雇用の促進

④障害者優先調達推進法の推進

⑤ＩＣＴを活用した就労支援

⑥農福・産福連携の推進

①障がいのある人のスポーツ大会の開催・参加支援

②市立図書館の整備

③文化祭などの参加支援

①ユニバーサルデザインによるまちづくり

②介助用自動車購入助成事業

③タクシー利用助成事業

④市民バス委託運行事業

①交通安全意識の啓発

②防犯意識の啓発

①母子健康診査事業

②母子訪問相談事業

③成人健康診査事業

④成人健康教育

⑤心の健康づくり

⑥自立支援医療給付

⑦養育支援訪問事業（フォロー訪問）

⑧子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

⑨重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）

を支援する体制の整備

⑩重度心身障がい者医療費の助成

①福祉総合相談窓口

（障がい者基幹相談支援センター）の運営

②地域包括支援センターの運営

③ＳＮＳ、広報、ホームページ等を活用した

情報発信の強化

④障がい福祉サービス事業者ガイドの作成・配布

⑤情報のバリアフリー化の推進

⑥家庭児童相談員設置事業

⑦ピアサポートの推進

⑧重層的支援体制整備事業についての検討

⑨ヤングケアラーへの支援の推進

⑩ひきこもり状態にある人への支援

①介護給付

②訓練等給付

③計画相談支援

④地域移行支援

⑤地域定着支援

⑥地域生活支援事業

⑦地域活動支援センターの運営

⑧地域生活支援拠点の機能強化

⑨障害児通所支援サービス

⑩福祉手当

⑪福祉車両貸出

⑫ボランティア移動支援

⑬障がい者福祉にかかわる人材の確保・育成

⑭障害福祉サービス事業所における感染症対策

①避難行動要支援者登録台帳の管理

②個別避難計画の作成

③福祉避難所の整備

④防災意識の普及・啓発

⑤自主防災組織の活動支援

**第4章　韮崎市第6次障がい者ふれあい計画**

**基本方針1
尊重し合い、支え合って暮らせるまちづくり**

障害者総合支援法においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる共生社会の実現が求められています。この共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、理解と交流を深め、共に地域で暮らす一員であるという意識を持つことが必要です。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」が令和3年5月に改正され、障がいのある人の「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されました。

これは、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会の実現を目指すもので、このような流れを受けて、本市では障がい者基幹相談支援センターに虐待防止のための障がい者虐待防止センターの設置や、さまざまな媒体を活用して障がいや障がい者に対する理解を促進するなど、お互いに認め合う意識の醸成を図ってきました。しかし、アンケート調査結果をみると、差別や偏見、嫌がらせを受けたり仲間はずれにされたりした経験が「ある」と回答した人の割合は約2割となっており、いまだ差別解消には至っていない現状があります。

理解促進に向けた研修の実施や相互交流の機会の提供等により、すべての市民が障がい及び障がい者に対する理解を深め、互いを尊重し合い、支え合って暮らせる地域づくりを推進していきます。

また、障がいのある人が日常生活や財産管理、各種サービスの利用等において不便・不利益を被ることのないよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度について、提供体制を整備し、利用を促進していきます。

**（1）権利擁護と差別解消に向けた取り組みの推進**

**（2）障がい及び障がい者に対する理解の促進**

**施策の方向**

**（1）権利擁護と差別解消に向けた取り組みの推進**

障がいのある人の権利を守るため、成年後見制度の取り組みを推進するとともに、差別・偏見を受けることなく生活を送ることができるよう、差別解消に向けた関連法の周知・啓発などを行います。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **成年後見制度の推進** |
| 令和3年度に、韮崎市社会福祉協議会[[22]](#footnote-22)に成年後見制度に係る中核機関を設置し、社会福祉協議会・長寿介護課・福祉課の専門職が連携して利用支援などの取り組みを推進しています。経済的な理由により、成年後見制度の申し立て費用の支払いや後見人への報酬の支払いが困難な方に対して、助成を行います。また、制度の認知度を高めるため、積極的にＰＲの機会を設け、成年後見制度を支える市民後見人の役割を担う人材の発掘・育成を図ります。 | 社会福祉協議会長寿介護課福祉課 |
| **2** | **権利擁護事業（法人後見事業）** |
| 認知症、知的障がい、精神障がいなどの原因により判断能力が不十分な被後見人の身上保護に関する法律行為と財産管理を社会福祉協議会（法人）が後見人等となり行います。また、制度の認知度を高めるため、積極的にＰＲの機会を設けます。 | 社会福祉協議会 |
| **3** | **日常生活自立支援事業** |
| 認知症の高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等の判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、大切な書類等を預かる支援等を行います。また、制度の認知度を高めるため、積極的にＰＲの機会を設けます。 | 社会福祉協議会 |
| **4** | **障がい者虐待防止窓口及び体制の充実（障がい者虐待防止センター）** |
| 障がい者基幹相談支援センターに設置した障がい者虐待防止センターにおいて、医療機関、サービス事業者、民生委員等の関係機関や福祉団体等と連携しながら、虐待の防止・早期発見に努めます。また、国から示されている障がい者虐待防止対応マニュアルを基に本市独自の対応マニュアルを作成し、これに沿った対応を行います。 | 福祉課 |

|  |  |
| --- | --- |
| **5** | **峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営** |
| 峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営を北杜市と合同で行い、連絡調整会議において、障がい者差別の解消に向けた取り組みを行います。具体的には障がい者差別地域相談員による相談事例の検討や障がい者差別に関連した研修や会議情報を共有します。また、関連法の認知度を高めるための周知、ＰＲを行います。障がい者差別地域相談員の周知や、事業者に合理的配慮に関する情報提供は、広報・ホームページを通じて行います。 | 福祉課 |

**（2）障がい及び障がい者に対する理解の促進**

障がい及び障がい者に対する理解を深めるため、広報やホームページなどを活用し、理解促進・啓発事業等を展開します。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **理解促進研修・啓発事業** |
| 地域の学校教員を対象に、障がい者福祉制度に関する知識や理解を深めてもらうため、基幹相談支援センターの専門職による研修会の開催や、障がいへの理解をテーマとした市民向けのまちづくり出前塾を実施します。また、ヘルプマークを導入し、心のバリアフリーを推進します。 | 福祉課総合政策課 |
| **2** | **障害者週間[[23]](#footnote-23)等の啓発** |
| すべての市民が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、4月2日の「自閉症[[24]](#footnote-24)啓発デー」や4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」、9月23日の「手話言語の日」、12月3日から9日までの「障害者週間」等を中心に、広報紙への記事の掲載や市内各所での掲示、平和観音像などのライトアップにより啓発活動を行います。 | 福祉課建設課 |
| **3** | **市職員福祉研修** |
| 市の職員が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めるための研修の機会を設けるとともに、その開催方法や研修内容について、より効果的なものとなるよう検討していきます。 | 福祉課 |
| **4** | **福祉のこころ醸成事業** |
| 市内小中学校を年度毎に輪番で指定し、学校や地域の関係者と連携し、障がい者や高齢者との出会いやふれあい体験等を通じて、子どもたちが生命の尊厳や人間の生き方について学ぶ機会を提供し、互いに支え合う福祉のこころの醸成を図ります。　また、小中学校で当事者による福祉講話や、特別支援学校と小中学校との交流の機会を設けます。 | 社会福祉協議会 |
| **5** | **手話言語の理解促進** |
| 手話を必要とする人が、手話を通じて必要な情報を取得してコミュニケーションが図れるよう、手話が言語であることの理解を深めるため、市の職員を対象とした研修の実施や、広報・ホームページによる情報発信など行います。 | 福祉課 |

**基本方針2
快適な地域生活を送れるまちづくり**

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの抱える生活課題に対応していくとともに、希望する生活を実現することのできる環境を整備していくことが必要となります。そのためには、障がいの早期発見・早期治療を可能とする充実した保健・医療体制、障がい特性に応じた一人ひとりが希望する障害福祉サービスを利用できるサービス提供体制、日常生活において生じた悩みや課題を受け止め、必要な支援へとつなぐことのできる相談支援体制等を確保することが必要です。

これらの取り組みは、アンケート調査結果においても、今後必要だと思う福祉施策を尋ねる設問において「相談体制・窓口の充実」「保健・医療・福祉サービスの充実」「サービスに関する情報提供の充実」などが上位を占めていることから、特に重要性が高い施策であるといえます。

本市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが心身ともに健やかな生活を送ることのできるよう、各種健診・検診や健康教育・保健指導等の充実に努めています。

また、障害福祉サービスにおいては、必要とされる障害福祉サービスの提供体制の確保に努めるとともに、障がいのある人のニーズに応じた新たなサービスの検討により、令和５年よりボランティアによる移動支援や福祉車両の貸出を開始しています。

相談支援体制の整備においては、地域共生社会の実現に向けて求められている、市全体の支援機関・地域の関係者が連携した支援体制を構築し、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の導入等に向けた検討を行います。

健康づくりに資する保健サービスや各種障害福祉サービス、障がい者の生活を支える相談支援体制・情報提供体制の整備を通して、障がいのある人が快適な地域生活を送ることのできるまちづくりを推進していきます。

**（1）保健・医療の推進**

**（2）相談支援・情報提供の充実**

**（3）地域生活を支える協議体制の構築**

**（4）障害福祉サービス等の充実**

**施策の方向**

**（1）保健・医療の推進**

住み慣れた地域で自立して生活できるよう、身体的な面だけでなく、精神的な面でも十分な支援を行うことのできる保健・医療体制を整備します。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **母子健康診査事業** |
| 妊婦に母子健康手帳の交付と健康相談を行うとともに、妊婦健康診査受診票を発行し、健やかな妊娠経過を送れるよう支援します。産婦に対しては、産後間もない時期の心とからだの健康状態を把握するために産婦健康診査受診票を発行しています。また、4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診等の乳幼児健康診査を実施し、心身の異常の早期発見、早期治療につなげます。 | 健康づくり課 |
| **2** | **母子訪問相談事業** |
| 妊産婦及び新生児の心身の異常を早期に発見し適切な治療につなげられるよう、保健師等が相談や家庭訪問を行い、日常生活や育児における必要な保健指導を行います。 | 健康づくり課 |
| **3** | **成人健康診査事業** |
| 総合健診及び人間ドックの実施体制及び健診内容を充実させ、疾病の早期発見・早期治療・重度化防止を図ります。また、生活習慣病[[25]](#footnote-25)に起因する重大な疾患を予防するための特定健康診査[[26]](#footnote-26)を実施し、必要に応じて専門職による特定保健指導[[27]](#footnote-27)を実施します。 | 健康づくり課 |
| **4** | **成人健康教育** |
| 生活習慣病予防教室、各種健康教室等の開催による健康教育を通して、市民一人ひとりの健康に対する自己管理及び健康意識の啓発を推進します。 | 健康づくり課 |

|  |  |
| --- | --- |
| **5** | **心の健康づくり** |
| うつ等の精神疾患による自殺の防止に向けてメンタルヘルス[[28]](#footnote-28)や自殺に関する正しい知識の普及啓発を図るため、毎年3月の「自殺対策強化月間」を中心に、広報紙等を活用した周知活動を行います。また、電話相談や福祉総合相談窓口、保健福祉センター窓口において、心の健康相談に対応できる体制を整備します。 | 福祉課健康づくり課 |
| **6** | **自立支援医療[[29]](#footnote-29)給付** |
| 身体または精神に重度の障がいのある人、または育成や更生、精神疾患の治療に必要な医療を受けた人に対して、医療費の一部を助成します。 | 福祉課 |
| **7** | **養育支援訪問事業（フォロー訪問）** |
| 産後うつ等により養育支援が特に必要とされる家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。 | 健康づくり課 |
| **8** | **子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業** |
| 児童相談所、庁内関係部署や関係機関との連携により要保護児童対策地域協議会[[30]](#footnote-30)（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図りながら、要保護、要支援児童への対応方針を協議検討していきます。 | こども子育て課 |
| **9** | **重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）を支援する体制の整備** |
| 重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）が適切な支援を受けることのできる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備や支援できる人材の確保を推進します。 | 福祉課 |
| **10** | **重度心身障がい者医療費の助成** |
| 重度心身障がい者医療費の助成を通して、治療を必要とする障がいのある人への経済的な支援を図ります。 | 福祉課 |

**（2）相談支援・情報提供の充実**

さまざまな悩みや生活上の困りごとなどをスムーズに解決できるよう、相談支援体制の質と量を充実するとともに、障がいのある人が必要としている情報を入手することのできる環境を整備します。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **福祉総合相談窓口（障がい者基幹相談支援センター）の運営** |
| 地域生活を円滑に送るために、福祉総合相談窓口の専門職が福祉に関する総合的な相談に応じるとともに、関係機関やサービス事業者と連携しながら問題解決に向けた支援や情報提供を行います。また、パンフレット等を活用して窓口の周知を図ります。 | 福祉課 |
| **2** | **地域包括支援センター[[31]](#footnote-31)の運営** |
| 高齢者の暮らしに関する総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、介護や保健・医療・福祉、成年後見等のさまざまな課題の解決に向けたサービスを紹介し、介護者の負担軽減と地域における包括的なマネジメントを行います。 | 長寿介護課 |
| **3** | **ＳＮＳ、広報、ホームページ等を活用した情報発信の強化** |
| 広報や市ホームページ、視覚障がい者向けの声の広報等を活用して、障がいのある人やその関係者に生活に必要な情報を提供していきます。加えて、ＬＩＮＥやFacebookなどのSNSを活用した情報発信に取り組みます。 | 福祉課総合政策課 |
| **4** | **障がい福祉サービス事業者ガイドの作成・配布** |
| 峡北地域で提供されている障害福祉サービスについてまとめた「峡北地域障がい福祉サービス事業者ガイド」を2年ごとに更新し、福祉課の窓口等で配付します。 | 福祉課 |
| **5** | **情報のバリアフリー化の推進** |
| 誰もが必要としている情報を得ることができるよう、点字や音声読み上げ、電子機器の活用等、さまざまな障がいに対応した多様な手段での情報発信に取り組んでいきます。また、市ホームページを、音声読み上げ機能の追加や画面構成の工夫などにより、誰にとっても利用しやすいものとなるよう改良していきます。 | 福祉課総合政策課 |

|  |  |
| --- | --- |
| **6** | **家庭児童相談員[[32]](#footnote-32)設置事業** |
| 子育てや生活、就学や教育に関する相談支援を行うため、家庭児童相談員を設置します。 | こども子育て課 |
| **7** | **ピアサポート[[33]](#footnote-33)の推進** |
| 地域の相談支援体制の充実を図るため、精神障がいのある人の身近な相談相手となるピアサポーターの育成と活動支援に取り組みます。 | 福祉課 |
| **8** | **重層的支援体制整備事業についての検討** |
| 障がいのある人の抱える課題や多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けたサービスを一体的かつ包括的に提供する支援体制の構築について庁内関係部署で検討していきます。 | 福祉課長寿介護課こども子育て課 |
| **9** | **ヤングケアラー[[34]](#footnote-34)への支援の推進** |
| ヤングケアラーの認知度を上げるための啓発を図るとともに、実態を把握した場合は、関係機関との情報共有のもと、適切な支援につなげていきます。 | こども子育て課教育課福祉課 |
| **10** | **ひきこもり状態にある人への支援** |
| ひきこもり状態で悩む本人及び家族への支援を図るため、年齢層に応じた相談窓口を設置します。【18歳未満】…こども子育て課こども相談担当【18～65歳未満】…福祉課障がい福祉担当（基幹相談支援センター）【65歳以上】長寿介護課（地域包括支援センター）ひきこもり地域支援センターや保健所等と連携しながら、電話相談・面談や訪問等による包括的な対応を行います。また、必要に応じて保健・医療・福祉・就労等の専門機関との連携を図ります。 | こども子育て課福祉課長寿介護課 |

**（3）地域生活を支える協議体制の構築**

障がいのある人の地域生活を支援する各種協議会を設置し、施策の評価・検討により効果的な障がい者福祉施策の展開を図ります。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **峡北地域障がい者自立支援協議会[[35]](#footnote-35)の運営** |
| 日常生活における課題の抽出や、課題解決に向けた協議・検討を行うため、障がいのある人本人とその家族、医療、福祉、教育、労働等で構成される峡北地域障がい者自立支援協議会を北杜市と合同で運営します。また、「就労」「精神地域包括ケア」「研修企画」「地域生活支援拠点」など、課題ごとに協議・検討を行うための専門部会を設置します。 | 福祉課 |
| **2** | **峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営【再掲】** |
| 峡北地域障がい者差別解消支援地域協議会の運営を北杜市と合同で行い、連絡調整会議において、障がい者差別の解消に向けた取り組みを行います。具体的には障がい者差別地域相談員による相談事例の検討や障がい者差別に関連した研修や会議情報を共有します。また、関連法の認知度を高めるための周知、ＰＲを行います。障がい者差別地域相談員の周知や、事業者に合理的配慮に関する情報提供は、広報・ホームページを通じて行います。 | 福祉課 |
| **3** | **障がい者施策推進協議会の運営** |
| 障がい者施策の実施状況の把握や、総合的かつ計画的な推進に向けた調査・審議する場として、障がい者施策推進協議会を設置・運営し、関係機関との連携強化を図ります。 | 福祉課 |
| **4** | **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[[36]](#footnote-36)の構築** |
| 精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、峡北地域障がい者自立支援協議会において「精神地域包括ケア検討部会」を設置します。保健、医療、福祉関係者により、個別支援から地域課題を抽出し、解決に向けて地域の強みを活かした取り組みを行います。 | 福祉課 |

**（4）障害福祉サービス等の充実**

各種給付や相談支援など、障がいのある人が地域で安心して快適な生活を送るためのサービスの適切な提供に努めます。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **介護給付** |
| 障がいのある人の生活に必要な介護等のサービスを提供するとともに、サービスの充実を図ります。 | 福祉課 |
| **2** | **訓練等給付** |
| 障がいのある人の身体的または社会的リハビリテーション[[37]](#footnote-37)や就労等の支援につながるよう、必要な訓練等のサービスを提供します。 | 福祉課 |
| **3** | **計画相談支援** |
| 障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、状況に応じてモニタリング頻度を変更するなど、柔軟に相談支援を提供するとともに、相談支援を実施する事業所の拡充を図ります。 | 福祉課 |
| **4** | **地域移行支援** |
| 障がい者支援施設に入所している人や精神科病院に入院している精神障がいのある人などが地域における生活に移行することができるよう、相談対応や住居の確保、グループホームへの入居支援等を行います。 | 福祉課 |
| **5** | **地域定着支援** |
| 障がい者支援施設や精神科病院から地域での生活に移行した障がいのある人が、安定した地域生活を営むことができるよう、緊急事態等に備えた常時の連絡体制を確保するとともに、個々のケースに対応した相談対応や支援を行います。 | 福祉課 |
| **6** | **地域生活支援事業[[38]](#footnote-38)** |
| 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、意思疎通支援や移動支援など、それぞれのニーズに応じた柔軟な支援を提供します。また、顕在化している利用者ニーズを踏まえて、新たな事業の導入について検討していきます。 | 福祉課 |

|  |  |
| --- | --- |
| **7** | **地域活動支援センターの運営** |
| 地域活動支援センターの運営を通して障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進を図ります。 | 福祉課 |
| **8** | **地域生活支援拠点の機能強化** |
| 障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談や緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等の機能を備えた地域生活支援拠点の機能強化を図ります。 | 福祉課 |
| **9** | **障害児通所支援サービス** |
| 障がいのある子どもが身近な地域において質の高い療育を受け、集団生活に適応できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供するとともに、サービスを提供する事業者の確保に努めます。 | 福祉課 |
| **10** | **福祉手当** |
| 障がいのある人の生活を保障し、経済的自立を促進するため、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童福祉手当等を支給します。また、これらの各種手当について、手帳等交付時や市ホームページでの情報提供により周知を図ります。 | 福祉課 |
| **11** | **福祉車両貸出** |
| 病院や福祉施設への送迎や買い物、レクリエーションへの参加等において自家用車での移動が困難な方に対し、車いす対応の福祉車両の貸出を行うことにより、社会生活の利便性の向上を図り、社会参加を促します。 | 社会福祉協議会 |
| **12** | **ボランティア移動支援** |
| 住み慣れた地域で生活を維持するため、公共交通機関の利用が困難な障がいのある人等に対し、ボランティアによる車いす対応の福祉車両を使った外出支援を行います。 | 社会福祉協議会 |
| **13** | **障がい者福祉にかかわる人材の確保・育成** |
| 障がいのある人の暮らしを支える社会福祉士や保健師の人材の確保・育成を図ります。 | 秘書人事課 |
| **14** | **障害福祉サービス事業所における感染症対策** |
| サービス提供事業所における感染症の拡大防止を図るため、対策の周知に努めるとともに、マスクや消毒液等の感染症対策に必要となる物資の備蓄を呼びかけます。また、感染症対応マニュアルの整備について働きかけるとともに、感染症発生時においてもサービスを継続的に提供するための備えについて定期的に確認します。 | 福祉課 |

**基本方針3
自立と社会参加を支援するまちづくり**

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、保育・教育・療育や就労に関しての支援を充実させることが必要です。

近年、言葉や社会性等の発達に遅れがみられる発達障がい[[39]](#footnote-39)のある子ども・発達が気になる子どもをはじめとする障がいのある子どもは増加傾向にあり、本市においても、特別支援学級に在籍している小中学生は、令和５年時点で令和元年から1.20倍、小学生に限ると1.40倍に増加しています。障がいのある子どもの特性は子ども一人ひとりの症状によって異なるため、それぞれの特性に応じた支援を行うことが求められます。加えて、障がいのある子どもの保護者の心身の負担を軽減するための支援も重要です。

市内の教育・保育施設における障がいのある子どもの受け入れ体制を充実させるとともに、一人ひとりの特性に応じた相談支援等に取り組んでいきます。

就労は、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために必要なだけでなく、社会における自らの役割を認識することにもつながります。本市では、就労移行支援事業所[[40]](#footnote-40)やハローワーク、障害者就業・生活支援センター[[41]](#footnote-41)等の関係機関と連携しながら障がいのある人の就労及び就労移行を支援してきました。障がいのある人の就労については、障がい福祉計画で設定する就労移行に関する成果目標や、法定雇用率が令和６年度から2.5％、令和８年度からは2.7％へと段階的に引き上げられることなども勘案しながら、計画的に進めていくことが求められます。

就労を希望する障がいのある人への支援とともに、雇用する事業者への働きかけや障がいのある人の就労と農業をつなぐ「農福連携」の推進等を通じて、障がいのある人の就労促進を図っていきます。加えて、障がいのある人とない人の相互交流の推進や生きがいづくりを図るため、障がいのある人のスポーツや文化活動への参加を支援していきます。

**（1）保育・教育・療育を提供する体制の充実**

**（2）雇用・就労支援の充実**

**（3）スポーツ・文化活動等の促進**

**施策の方向**

**（1）保育・教育・療育を提供する体制の充実**

障がいのある児童が安心して教育や療育を受けられるような体制を整え、必要な情報を得られる環境を充実させます。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **在宅障がい児（者）療育指導事業** |
| 障がいのある在宅の子どもと親を対象に、レクリエーションやイベント等の実施により、療育技術の指導や子ども同士のふれあいを図ることで、自立と社会活動能力の向上を支援します。 | 福祉課社会福祉協議会 |
| **2** | **保育所運営事業等** |
| 心身に障がいのある子どもの幼児期における豊かな発達を支援するため、市立・民間保育所での受け入れを推進し、集団生活を通して、日常生活で必要な訓練・指導・援助を受けられるように支援します。また、子育て支援センター[[42]](#footnote-42)や児童センター[[43]](#footnote-43)においても、可能な限り受け入れを行います。 | こども子育て課 |
| **3** | **インクルーシブ教育の充実** |
| 障がいの有無にかかわらず、可能な限り多様な学びの場の体制を確保し、インクルーシブ教育の充実を図ります。 | 教育課 |
| **4** | **特別支援学級等の就学指導・進路相談** |
| 心身の障がいに基づく困難を克服するために必要な知識・技能及び習慣を養い、社会参加と自立ができるよう、発達が気になる子どもや障がいのある子ども及びその家族に対し、特別支援学級、特別支援学校への就学指導**、**通級指導教室の案内や進路相談を行います。また、児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばすため、庁内各課や関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいの状態・発達段階及び特性に応じたきめ細かな指導に努めます。 | 教育課 |
| **5** | **発達障がいのある子ども等の支援** |
| 発達障がい等のある子どもに対し、乳幼児期から学齢期まで一貫した切れ目のない支援が行えるよう、保健・医療・福祉・教育等の各関係者による発達障がい児支援連携会議を開催し、連携強化を図るとともに、発達障がい児支援に関する学習会や事例検討会などを実施します。 | 福祉課 |

|  |  |
| --- | --- |
| **6** | **療育相談** |
| 発達障がいのある子どもへのかかわり方や育児不安解消など、発達が気になる子の保護者に対する相談に応じられるよう、臨床心理士[[44]](#footnote-44)等の専門職による療育相談・心理相談を行い、発達特性に応じた支援や保護者の心身の負担軽減を図ります。また、地域の障がい児者家族会と連携して、保護者同士が気軽に相談できる場「フリースペース」を運営していきます。 | 健康づくり課福祉課 |
| **7** | **巡回相談** |
| 障がいの早期発見から早期の訓練開始へスムーズにつなげていけるよう、市内保育所、幼稚園、認定こども園[[45]](#footnote-45)、児童センター等への定期的な巡回相談を実施します。また、各施設での養育力向上や障がいのある児童への適切な接し方の定着を図るため、保育士等を対象とした研修を心理士と協力して実施します。 | こども子育て課 |
| **8** | **ひとり立ち料理教室** |
| 障がいのある方の社会参加のきっかけづくりとして料理教室を開催し、参加者同士の交流と心身の健康づくりを支援します。 | 社会福祉協議会 |

**（2）雇用・就労支援の充実**

障がいのある人の雇用を促進するとともに、就職した後や就労中のサポートなど、無理なく働ける環境の整備を図ります。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **障がい者雇用を支援する機関との連携** |
| 障がいのある人の雇用促進に向けて、個別のケースに応じて就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と協働し、障がい者雇用に関する情報提供等を行います。また、障がいのある人の就労移行において特に重要な役割を担っている就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図ります。 | 福祉課 |
| **2** | **精神障害者社会適応訓練事業[[46]](#footnote-46)の利用の促進** |
| 事業主体となる保健所、生活困窮の担当者と連携しながら、精神障がいを治療中の人の社会復帰を支援するため、県の精神障害者社会適応訓練（職親制度）の利用を促進します。 | 福祉課 |
| **3** | **障がい者雇用の促進** |
| 障がいのある人の採用を視野に入れた市職員採用選考試験を実施し、本市における障がいのある人の雇用を促進します。 | 秘書人事課 |
| **4** | **障害者優先調達推進法[[47]](#footnote-47)の推進** |
| 市において、就労する障がいのある人の経済的自立を推進するため、障がい者就労施設等から物品やサービス等の調達方針を毎年定めます。また、庁内の幅広い部署からの調達の促進を図ります。 | 福祉課 |
| **5** | **ＩＣＴを活用した就労支援** |
| 障がいのある人の実務的な職業能力の向上を図るため、在宅ワークなど職業訓練等におけるＩＣＴの活用を推進します。 | 福祉課 |
| **6** | **農福・産福連携の推進** |
| 障がいのある人と市内の農業従事者をつなぎ、農業分野における障がいのある人の従事・活躍を推進する農福連携を進めることで、障がいのある人の社会参加と生きがいづくり、農業の発展を図ります。また、県の産福連携コーディネーターと連携を図りながら、障がいのある人の幅広い分野での活躍を支援します。 | 福祉課産業観光課 |

**（3）スポーツ・文化活動等の促進**

スポーツや文化活動を通し、障がいのある人が地域住民と交流を図るとともに、生活の質の向上や生きがいづくりを推進します。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **障がいのある人のスポーツ大会の開催・参加支援** |
| 身体障害者福祉会等と連携しながら、障がいのある人の参加するスポーツイベントや障がい者交流運動会等を開催し、スポーツに接する機会の充実を図るとともに、市内の関係機関に対し、県が開催する障がい者スポーツ大会について周知し、参加を支援します。また、県スポーツ協会と連携しながら、市内におけるパラスポーツの推進を図ります。 | 福祉課社会福祉協議会 |
| **2** | **市立図書館の整備** |
| ユニバーサルデザインを取り入れた施設環境の整備などとともに、「読書バリアフリー」の考え方を踏まえて、点字図書[[48]](#footnote-48)・大活字本[[49]](#footnote-49)等の蔵書の充実に努めます。また、市立図書館における視覚障がい者を対象にした代読など、障がいのある人も参加できるイベントの実施とその企画内容を検討していきます。 | 教育課 |
| **3** | **文化祭などの参加支援** |
| 障がいのある人の自主的な芸術・文化活動を支援するため、山梨県障害者文化展への参加を各種福祉団体に呼びかけます。 | 福祉課 |

**基本方針4
安心して暮らせるまちづくり**

障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、外出において支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くバリアフリーの考え方に基づいて、誰にとっても利用しやすい環境を整備していくことが重要になるとともに、障がいのある人には自力での移動そのものに課題のある人もいることから、交通手段の提供による移動支援を図ることも必要となります。

また、災害への備えを充実させることも重要です。障がいのある人は、災害発生時において自力での避難が困難な人が少なくありません。アンケート調査結果をみても、緊急事態が発生した時に一人で避難できるかを尋ねる設問において、「一人では避難できないと思う」という人が44.7％と、「一人で避難できる」という人よりも多くなっています。加えて、避難所等での避難生活においても、障がいのある人や高齢者、子どもには支援や配慮が求められます。日頃から有事に備えて、障がいのある人の避難行動や避難生活についての対策を講じておくことが必要です。そのため、避難行動要支援者登録台帳の管理や個別避難計画の作成、支援を必要とする人の避難生活において必要となる福祉避難所の整備等を進めていきます。

安心・安全な暮らしを送る上では、障がいの有無にかかわらずすべての市民を対象とした防犯対策に係る取り組みが重要です。誰もが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全意識や防犯意識の啓発に努めていきます。

**（1）やさしいまちづくりの推進**

**（2）防災・減災体制の整備**

**（3）防犯体制の整備**

**施策の方向**

**（1）やさしいまちづくりの推進**

障がいのある方に対する合理的配慮と合わせて、障がいの有無にかかわらず、すべての市民に配慮したまちをつくるため、どんな方でも利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。また、障がいのある人の生活において必要な移動に関する支援を行います。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **ユニバーサルデザインによるまちづくり** |
| 障がいのある人に配慮したまちづくりを推進するために、道路のフラット化や視覚障がい者用ブロックの設置等の道路環境の整備を進めるとともに、思いやりパーキング制度の普及に努めます。また、公民館や公共施設、公園等の改修時に障がい者用トイレやスロープ、車いす等を設置し、誰に対してもやさしいまちづくりを推進します。 | 建設課教育課福祉課 |
| **2** | **介助用自動車購入助成事業** |
| 身体に障がいのある人やその介助者などが移動の際に必要とする自動車をリフト付きに改造する場合や、既に改造された自動車を購入する場合、その費用の一部を助成します。 | 福祉課 |
| **3** | **タクシー利用助成事業** |
| 障がいのある人の外出支援と社会参加を促進するため、外出の際に利用するタクシー料金の一部を助成します。 | 福祉課 |
| **4** | **市民バス委託運行事業** |
| 障がいのある人の買い物、通院、通学や通勤など、日常生活の移動手段を確保するため、市民バスの運行維持に努めるとともに、障害者手帳所持者に対しては運賃の割引を行います。また、公共交通不便・空白地域について補完が可能な方策を検討します。 | 総合政策課 |

**（2）防災・減災体制の整備**

災害への対応力が弱い障がいのある人や高齢者などが、万が一被災した場合にもスムーズに避難できるよう、避難行動要支援者登録台帳の管理や福祉避難所の整備を進めます。また、防災・減災に関する意識を高めるための取り組みを推進します。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **避難行動要支援者登録台帳の管理** |
| 災害発生時に、避難行動に支援を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、迅速な安否確認や避難誘導ができるよう、避難行動要支援者登録台帳を管理し、継続して更新を行います。また、台帳を民生委員や自治会と共有し、災害への備えを強化していきます。 | 長寿介護課福祉課 |
| **2** | **個別避難計画の作成** |
| 避難行動に支援を必要とする障がいのある人について、個別避難計画を作成し、災害発生時の迅速な避難行動が可能となるようにしていきます。 | 長寿介護課福祉課総務課 |
| **3** | **福祉避難所の整備** |
| 避難の長期化に備えて、障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、市内の福祉施設と協定を締結して福祉避難所を整備していくとともに、より柔軟な開設が可能となるよう協定内容の見直しを図ります。また、緊急時に適切に活用されるよう、福祉避難所についての周知を行います。 | 長寿介護課福祉課 |
| **4** | **防災意識の普及・啓発** |
| 防災訓練において、障がいのある人等の災害弱者の安全確保に関する啓発・普及活動を推進するとともに、障がいのある人に対し、福祉避難所への参加訓練を実施します。また、従来の防災行政無線による音声情報に加えて、にらさき防災・行政ナビや防災防犯メールマガジンを活用し、災害情報や身近な防災・減災情報などをリアルタイムに文字情報で発信し、防災意識の普及・啓発を行います。 | 総務課 |
| **5** | **自主防災組織の活動支援** |
| 障がいのある人に地区の防災訓練に参加してもらうことで、障がいのある人及び地域住民の双方に対して、災害時に想定される支援についての認識を高めます。 | 総務課 |

**（3）防犯体制の整備**

交通事故や犯罪被害等に遭わないよう、交通事故や防犯意識の啓発を行います。

**【主な事業・取り組み、担当課】**

|  |  |
| --- | --- |
| **1** | **交通安全意識の啓発** |
| 障がいのある人が交通事故の被害者とならないよう、交通安全教室や交通安全運動や街頭指導を実施し、交通安全に対する意識を啓発します。街頭において歩行者等を見守る交通安全運動の実施支援に努めます。また、カーブミラー等の新規設置を行い、安全な交通環境の整備を図ります。 | 総務課 |
| **2** | **防犯意識の啓発** |
| 防犯に関する情報をにらさき防災・行政ナビや防災防犯メールマガジンで提供するとともに、青色回転灯付パトロールカーによる防犯パトロールなどを実施し、地域の防犯活動のさらなる充実を図ります。 | 総務課 |

**第5章　韮崎市第7期障がい福祉計画**

**1　基本指針[[50]](#footnote-50)の成果目標・活動指標**

**（1）施設入所者の地域生活への移行**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和4年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行する。・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5％以上削減する。 |
| 韮崎市の指針 | ・地域生活移行者数については、4人（8.3％）の移行を目指します。・入所数については、4人（8.3％）の削減を目指します。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和4年度末時点の入所者数 | 48人 | 令和4年度末の施設入所者数（Ａ） |
| 令和8年度末時点の入所者数 | 44人 | 令和8年度末の施設入所者数（Ｂ） |
| **【目標値】**地域生活移行者数 | 4人 | 施設入所からグループホーム、一般住宅へ移行した者の数（Ｃ） |
| 8.3％ | 地域移行の割合（Ｃ／Ａ×100）**【国目標 6％以上】** |
| **【目標値】**入所者数削減見込 | 4人 | 入所者数削減見込（Ｄ＝Ａ－Ｂ） |
| 8.3％ | 削減割合（Ｄ／Ａ×100）**【国目標 5％以上】** |

**（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場について、以下の項目を示すものとする。①年間開催回数②保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 |
| 韮崎市の指針 | ・保健、医療、福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、個別支援から地域課題を抽出し、解決に向けて地域の強みを活かした取り組みを行います。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| **【目標】**精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進 | － | 下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施 |

**■活動指標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **令和6年度** | **令和7年度** | **令和8年度** |
| 1年間の開催回数 | 7回 | 7回 | 7回 |
| 保健、医療、福祉、介護等の関係者の参画の有無 | 14人 | 14人 | 14人 |
| 協議の場における目標の設定状況 | 2項目 | 2項目 | 2項目 |
| 協議の場における評価の実施状況 | 1回 | 1回 | 1回 |

**（3）地域生活支援拠点等の整備**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度末までに各市町村または圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証、検討する。・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がい[[51]](#footnote-51)を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。 |
| 韮崎市の指針 | ・峡北地域障がい者自立支援協議会により、地域生活支援拠点の利用状況の検証や機能強化を図るための検討を行います。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| **【目標】**地域生活支援拠点等における機能の充実 | － | 下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施 |

**■活動指標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **令和6年度** | **令和7年度** | **令和8年度** |
| 地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 障害福祉サービス事業所等の担当者の配置の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の年間実施回数 | 7回 | 7回 | 7回 |
| 強度行動障がいを有する者への支援ニーズの把握等についての取り組み | 無 | 無 | 有 |

**（4）福祉施設から一般就労への移行等**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。・就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。・就労継続支援Ａ型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.29倍以上とする。・就労継続支援Ｂ型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。 |
| 韮崎市の指針 | ・就労移行支援事業では、9人（2.25倍）以上の移行を目指します。・就労移行支援では、3人（令和3年度実績0人のため倍率なし）以上の移行を目指します。・就労継続支援Ａ型では、3人（1.50倍）以上の移行を目指します。・就労継続支援Ｂ型では、3人（1.50倍）以上の移行を目指します。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和3年度の就労移行支援事業等における一般就労移行者数 | 4人 | 令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ） |
| **【目標値】**令和8年度の就労移行支援事業等における一般就労移行者数 | 9人 | 令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ） |
| 2.25倍 | 倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標1.28倍以上】** |
| 令和3年度の就労移行支援における一般就労移行者数 | 0人 | 令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ） |
| **【目標値】**令和8年度の就労移行支援における一般就労移行者数 | 3人 | 令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ） |
| ― | 倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標1.31倍以上】** |
| 令和3年度の就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数 | 2人 | 令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ） |
| **【目標値】**令和3年度の就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数 | 3人 | 令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ） |
| 1.50倍 | 倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標1.29倍以上】** |
| 令和3年度の就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数 | 2人 | 令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数（Ａ） |
| **【目標値】**令和8年度の就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数 | 3人 | 令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数（Ｂ） |
| 1.50倍 | 倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標1.28倍以上】** |

**（5）就労移行支援事業の事業所ごとの移行率**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の50％以上とする。 |
| 韮崎市の指針 | ・令和5年度時点で就労移行支援事業所はありませんが、令和8年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者割合が5割以上の事業所を、全体の50％以上となるように目指します。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和8年度（令和4年度）の就労移行支援事業所数 | 1か所 | 令和4年度時点で市内に所在している就労移行支援事業所の数（Ａ） |
| 上記のうち、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 | 1か所 | 就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数（Ｂ） |
| **【目標】**一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | － | 割合が5割以上の事業所の割合（Ｂ／Ａ×100）**【国目標 50％以上】** |

**（6）****就労定着支援事業の利用率・就労定着支援事業による就労定着率**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。・令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25％以上とする。【対象者】就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した者 |
| 韮崎市の指針 | ・就労定着支援事業では、6人（令和3年度実績0人のため倍率なし）以上の利用を目指します。・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合は25％以上を目指します。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和3年度の就労定着支援事業利用者数 | 0人 | 令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数（Ａ） |
| **【目標値】**令和8年度の就労定着支援事業利用者数 | 6人 | 令和8年度において就労定着支援事業を利用する者の数（Ｂ） |
| ― | 倍率（Ｂ）／（Ａ）**【国目標1.41倍以上】** |
| 令和8年度（令和4年度）の就労定着支援事業所数 | 1か所 | 令和4年度時点で市内に所在している就労定着支援事業所の数（Ａ） |
| 上記のうち、就労定着率が7割以上の事業所数 | 1か所 | そのうち、就労定着率が7割以上の事業所の数（Ｂ） |
| **【目標値】**就労定着率が7割以上の事業所の割合 | － | 就労定着率が7割以上の事業所の割合（Ｂ／Ａ×100）**【国目標 25％以上】** |

**（7）相談支援体制の充実・強化等**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保する。 |
| 韮崎市の指針 | ・基幹相談支援センターについては、市単独で設置済みですが、職員のスキルアップと機能強化に努めます。引き続き、峡北地域障がい者自立支援協議会や地域の相談機関と連携を図りながら支援体制の充実を図ります。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| **【目標】**相談支援体制の充実・強化 | － | 下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施 |

**■活動指標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **令和6年度** | **令和7年度** | **令和8年度** |
| 総合的・専門的な相談支援体制の実施（基幹相談支援センター等の設置数） | 障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の実施 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 | 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 9件 | 9件 | 9件 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 10件 | 10件 | 10件 |
| 地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数 | 12回 | 12回 | 12回 |
| 個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 8回 | 8回 | 8回 |
| 主任相談支援専門員の配置数 | 0人 | 0人 | 1人 |
| 地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みのために必要な協議会の体制確保 | 協議会の体制の確保の有無 | 有 | 有 | 有 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度） | 5回 | 5回 | 5回 |
| 協議会の参加事業者・機関数 | 46件 | 46件 | 46件 |
| 協議会の専門部会の設置数 | 5件 | 5件 | 5件 |
| 協議会の専門部会の実施回数（頻度） | 38回 | 38回 | 38回 |

**（8）****障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みに係る体制の構築**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。 |
| 韮崎市の指針 | ・障害福祉サービスに係る研修へ継続的に参加し、担当職員の資質向上を図ります。・審査支払等システムでの審査結果を活用し、サービス提供事業所や関係自治体との研修等により、課題等の共有、解決に努めます。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| **【目標】**研修への積極的な参加 | － | 下記の活動指標により、定期的に状況の確認を行う中で実施 |
| **【目標】**審査支払システムにおける審査エラー等の内容分析結果の共有 | １回 | 関係自治体やサービス提供事業所との研修会等の実施回数 |

**■活動指標**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **令和6年度** | **令和7年度** | **令和8年度** |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 相談支援従事者研修等を活用した市職員の受講人数 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果やその分析結果を活用した取り組みの実施 | 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制 | 有無 | 無 | 無 | 有 |
| 実施回数 | 0回 | 0回 | 1回 |

**2　障害福祉サービス等の概要**

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に位置づけられる事業は、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」、「児童福祉法による給付」の３つで構成されています。また、「自立支援給付」は介護給付、訓練等給付、相談支援を含んだ「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」の３つに分かれており、全国一律の共通した枠組みにより実施するものです。

「地域生活支援事業」は、障がいのある人が、相談支援事業、日常生活用具給付等事業などを通じ、それぞれが有する能力及び特性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、地域や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施しています。

「児童福祉法による給付」は、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供することを目的としています。

**地域生活支援事業**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **自立支援給付** | **介護給付** | ・居宅介護 |  | **必須事業** | ・理解促進研修・啓発事業 |
| ・重度訪問介護 |  | ・自発的活動支援事業 |
| ・行動援護 |  | ・相談支援事業 |
| ・同行援護 |  | ・成年後見制度利用支援事業 |
| ・重度障害者等包括支援 |  | ・成年後見制度法人後見支援事業 |
| ・生活介護 |  | ・意思疎通支援事業 |
| ・療養介護 |  | ・日常生活用具給付等事業 |
| ・短期入所 |  | ・手話奉仕員養成研修事業 |
| ・施設入所支援 |  | ・移動支援事業 |
|  |  | ・地域活動支援センター事業 |
| **訓練等給付** | ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） |  |  |
| ・就労選択支援【R7年度～】 |  | **任意事業** | ・日中一時支援事業 |
| ・就労移行支援 |  | ・声の広報発行事業 |
| ・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） |  |  |
| ・共同生活援助（グループホーム） | **児童福祉法による給付** |  |
| ・自立生活援助 |  | **障害児通所支援** | ・児童発達支援 |
| ・就労定着支援 |  | ・医療型児童発達支援 |
|  |  | ・放課後等デイサービス |
| **相談支援** | ・計画相談支援 |  | ・保育所等訪問支援 |
| ・地域移行支援 |  | ・居宅訪問型児童発達支援 |
| ・地域定着支援 |  |  |
|  |  |  | **障害児****相談支援** | ・障害児支援利用援助 |
| **自立支援医療** |  | ・継続障害児支援利用援助 |
| **補装具** |  |  |

**3　障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策**

**※見込量の単位**

●時間　…月間のサービス提供時間

●人日　…月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数

●利用者…月間の利用人数＝実人員

※見込量はこれまでの利用実績や伸び率、地域移行等の状況を踏まえて算出します。

**（1）訪問系サービス**

**①居宅介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 自宅で入浴・排泄・食事の介護等を行います。 |
| 対象者 | 障がい種別は問わず、障害支援区分が区分１以上の人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 居宅介護 | 時間 | 609 | 713 | 720 | 728 | 735 | 740 |
| 利用者 | 51 | 55 | 55 | 55 | 57 | 59 |

**②重度訪問介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを行います。 |
| 対象者 | 重度の肢体不自由者、重度の知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護を必要とする人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 重度訪問介護 | 時間 | 8 | 111 | 95 | 95 | 95 | 95 |
| 利用者 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

**③同行援護**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 重度の視覚障がいのある人の移動支援を行います。 |
| 対象者 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 同行援護 | 時間 | 1 | 3 | 3 | 4 | 5 | 5 |
| 利用者 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |

**④行動援護**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 行動に著しい困難がある人に、行動する際の危険回避に必要な支援、外出時の移動支援を行います。 |
| 対象者 | 知的障がいまたは精神障がいにより、行動に著しい困難を有する障がいのある人で、障害支援区分が区分３以上の常に介護を必要とする人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 行動援護 | 時間 | 157 | 104 | 120 | 120 | 120 | 125 |
| 利用者 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | ７ |

**⑤重度障害者等包括支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等の複数のサービスを包括的に提供します。 |
| 対象者 | 常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性が特に高い人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 重度障害者等包括支援 | 時間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**■確保のための方策**

●令和3年度から5年度の推移をみると、居宅介護の利用時間・利用者が増加傾向にあります。施設や精神科病院からの地域移行の推進や親亡き後の単身生活なども見据えて、地域で安心して暮らすことができるよう障がい特性に応じた支援が提供できるサービス提供事業者の拡充に努めます。

●行動障がいのある方や医療的ケアを必要とする方に対して、専門的な人材が確保できるよう、サービス提供事業者に対して山梨県主催の専門研修などの周知を図るとともに、新規設置を支援します。

**（2）日中活動系サービス**

**①生活介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| 対象者 | 地域や入所施設において安定した生活を送るために常時介護等の支援を必要とする人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 生活介護 | 人日 | 2,091 | 2,065 | 2,065 | 2,065 | 2,065 | 2,065 |
| 利用者 | 100 | 103 | 103 | 103 | 103 | 103 |

**②自立訓練（機能訓練・生活訓練）**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 自立した生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 対象者 | 地域生活を送る上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援を必要とする障がいのある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 自立訓練（機能訓練） | 人日 | 22 | 18 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 利用者 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 自立訓練（生活訓練） | 人日 | 1 | 60 | 61 | 61 | 62 | 62 |
| 利用者 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

**③就労選択支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 就労支援サービス事業所と、就労支援サービスを利用する意向のある障がい者が協力して、希望する職種や労働条件、能力・適性、働く先で必要となる合理体配慮などについて評価・整理し、職業指導等の実施や就労支援サービスの利用につなげます。 |
| 対象者 | 就労を希望する障がいのある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 就労選択支援 | 利用者 | ― | ― | ― | ― | 1 | 1 |

**④就労移行支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 一般企業への就労を希望される人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。 |
| 対象者 | 就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 就労移行支援 | 人日 | 80 | 104 | 65 | 65 | 65 | 65 |
| 利用者 | 4 | 7 | 3 | 3 | 3 | 3 |

**⑤就労継続支援（Ａ型）**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 一般企業への就労を希望される人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。 |
| 対象者 | 企業等での就労が困難な人で、雇用契約に基づいて継続的に就労することが可能な65歳未満の人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 就労継続支援（Ａ型） | 人日 | 533 | 421 | 370 | 370 | 370 | 370 |
| 利用者 | 27 | 22 | 19 | 19 | 19 | 19 |

**⑥就労継続支援（Ｂ型）**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 一般企業への就労を希望される人に一定期間、就労に必要な訓練を行います。 |
| 対象者 | 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等での雇用に結びついていない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じて生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 人日 | 1,637 | 1,752 | 1,799 | 1,848 | 1,898 | 1,949 |
| 利用者 | 91 | 97 | 99 | 101 | 103 | 105 |

**⑦就労定着支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に、自宅等へ訪問し、生活、家計、体調管理などの必要な指導・助言等の支援を行います。 |
| 対象者 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 就労定着支援 | 利用者 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 |

**⑧療養介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |
| 対象者 | 医療機関等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がいのある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 療養介護 | 利用者 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 6 |

**⑨短期入所**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 介護者が病気等の場合に短期間、夜間も含め、施設（病院）で入浴・排泄・食事の介護等を行います（医療型の場合、医療行為を含む）。 |
| 対象者 | 介護者の病気等により、短期間の入所を必要とする人※福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は医療機関や診療所、介護老人保健施設で実施 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 短期入所（福祉型） | 人日 | 153 | 184 | 184 | 184 | 184 | 184 |
| 利用者 | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 短期入所（医療型） | 人日 | 4 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| 利用者 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

**■確保のための方策**

●令和3年度から5年度の実績において、コロナ禍の影響を受けながらも自立訓練（生活訓練）、就労継続支援Ｂ型、療養介護、短期入所が増加傾向にあります。令和4年度に実施したアンケート結果も考慮したなかで、適切なサービス利用ができるよう努めていきます。

●就労移行支援、就労継続支援Ａ型については、一般就労への移行準備として利用される方も多いため、身近な場所で利用できる事業所が確保できるよう、峡北地域障がい者自立支援協議会による協議を進めながら社会資源の開発を推進していきます。

●令和7年度から就労選択支援が新設されるため、利用ニーズに応じたサービスの提供ができるよう注視していきます。

**（3）居住系サービス**

**①自立生活援助**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 施設、グループホーム等を利用していた一人暮らしを希望する人の居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、助言や関係機関との連絡調整等を行います。 |
| 対象者 | 施設入所やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がいのある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 自立生活援助 | 利用者 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

**②共同生活援助（グループホーム）**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。 |
| 対象者 | すべての障がいのある人（身体障がい者は65歳未満のうち障害福祉サービス等を利用したことがある人） |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 共同生活援助（グループホーム） | 利用者 | 33 | 32 | 34 | 36 | 38 | 40 |

**③施設入所支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。 |
| 対象者 | 生活介護のうち障害支援区分が区分４以上の人または自立訓練・就労移行支援等の利用者のうち地域の社会資源の状況等により通所が困難な人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 施設入所支援 | 利用者 | 49 | 48 | 45 | 45 | 45 | 44 |

**■確保のための方策**

●令和3年度から5年度の実績において、施設入所支援が減少傾向にあります。施設から地域生活への移行や、地域生活が継続できるよう、相談支援事業所と連携を図り、共同生活援助や自立生活援助の活用を推進していきます。

**（4）相談支援**

**①計画相談支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障害福祉サービスを利用するすべての人を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、計画の見直しを行います。 |
| 対象者 | 障害福祉サービスを利用するすべての障がい者・障がい児地域相談支援を利用するすべての障がい者 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 計画相談支援 | 利用者 | 85 | 94 | 96 | 100 | 105 | 110 |

**②地域移行支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。 |
| 対象者 | 障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 地域移行支援 | 利用者 | 0 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |

**③地域定着支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 施設や病院から地域生活や一人暮らしへ移行した障がいのある人が安定した地域生活を営むことのできるよう、緊急事態等に備えて常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じる事態等に対処するため、相談その他必要な支援を行います。 |
| 対象者 | 居宅において、単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない障がい者 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 地域定着支援 | 利用者 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 7 |

**■確保のための方策**

●令和3年度から5年度の実績において、計画相談支援が増加しており、地域定着支援も増加傾向にあります。必要な支援を適切に利用できるよう、継続して計画相談支援の利用促進を図っていきます。地域定着支援については精神科病院や障害者支援施設など関係機関と連携を図り、安心して地域生活が送れるよう推進していきます。

●令和3年度から5年度の実績における地域移行支援の利用は低調でした。長期入院・入所者がスムーズに地域移行できるよう、本人、家族、地域関係者等へ理解啓発を行い、利用促進に努めます。

**4　地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策**

**※見込量の単位**

●有無…事業の実施の有無　　　　●箇所　…年間の事業者設置数

●件　…年間の件数　　　　　　　●利用者…年間の利用者数

●時間…年間のサービス提供時間

**【必須事業】**

**①理解促進研修・啓発事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 地域住民を対象に、障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることを目的とした研修・啓発活動を行います。 |
| 対象者 | 地域住民 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

**■確保のための方策**

●障がい及び障がいのある人への理解をテーマとした市民向けまちづくり出前塾を実

施し、理解・啓発を進めます。

●4月2日の「自閉症啓発デー」や4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」、9月23日の「手話言語の日」、12月3日から9日までの「障害者週間」等の期間を中心に、広報紙への記事の掲載や市内各所での掲示、平和観音像などのライトアップによる理解促進・啓発活動を行います。

●心のバリアフリーの推進を図るため、内部障がいや難病の人、義足や人工関節を使用している人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの導入を検討します。

**②自発的活動支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を目指し、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。 |
| 対象者 | 障がいのある人やその家族、地域住民など |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

**■確保のための方策**

●心身障がい児者父母の会による話し合いの場「父母の会フリースペース」の運営については、基幹相談支援センター職員がバックアップして、継続した場の確保に努めます。

●地域のサークル活動として定着してきた「手話サークル活動」については、手話の普及を図るため、会場の確保など継続的に支援します。

**③相談支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他必要な援助を行います。福祉課をはじめ、指定相談支援事業所で実施しています。 |
| 対象者 | 障がいのある人やその家族、支援者など |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 相談支援事業 | 指定特定相談支援事業所 | 箇所 | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 |
| 指定一般相談支援事業所 | 箇所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 指定障害児相談支援事業所 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**■確保のための方策**

●基幹相談支援センターの運営については、市において、複雑化した課題や多様化するニーズに対応できるよう社会福祉士などの専門職を配置して継続して取り組みます。一般的な相談支援を行う障害者相談支援事業についても基幹相談支援センター内で継続して実施します。

●指定特定、指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、本人中心の支援を行うため、中立・公平な立場でサービスの調整を行う重要な役割を担っています。近年、微増傾向にありますが、対応できる相談支援専門員は慢性的に不足しているため、峡北地域障がい者自立支援協議会などを通じて、市内の関係法人などに対し、相談支援専門員の増員や相談支援事業の新設など、理解協力が得られるよう体制の確保に努めます。

●指定一般相談支援事業は、事業新設後より市内に事業所が設置されていません。関係機関に対し事業の周知を図るなど、地域移行や安心した地域生活が送れるよう事業の実施を目指します。

**④成年後見制度利用支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がい当事者の権利を擁護するための成年後見制度の利用において費用の補助が必要な人に、制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。 |
| 対象者 | 知的障がい者または精神障がい者で、補助がなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件 | 1 | 2 | ４ | ５ | 5 | 6 |

**■確保のための方策**

●令和3年度に、社会福祉協議会に中核機関を設置し、社会福祉協議会・長寿介護課・福祉課で一体的に成年後見制度に関する取り組みを推進した結果、成年後見制度に関する相談が増加しています。経済的な理由で申し立て費用や報酬支払いが困難な方に対しては、必要な権利が護られるよう、相談状況を踏まえて利用を見込み助成を行います。また、制度の認知度を高めるため、積極的にＰＲの機会を設けます。

**⑤成年後見制度法人後見支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 成年後見制度の後見事業等を行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含め法人後見の活動を支援します。 |
| 対象者 | 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

**■確保のための方策**

●令和元年10月に社会福祉協議会に法人後見が設置されました。今後、安定的な法人後見活動が実施できるよう、地域包括支援センターと連携して、体制強化を支援します。

**⑥意思疎通支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 聴覚、言語機能、音声機能等障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 |
| 対象者 | 聴覚、言語機能、音声機能等障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 手話通訳者設置事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 手話通訳者派遣事業 | 件 | 182 | 204 | 156 | 170 | 180 | 190 |
| 要約筆記者派遣事業 | 件 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

**■確保のための方策**

●手話通訳者設置事業については、毎週木曜日に福祉課に手話通訳士を設置しています。今後も聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションが図れるよう、継続実施していきます。

●手話通訳者派遣事業については、聴覚障害者情報センターと連携を図り、日常生活において円滑な意思疎通が図れるよう事業を推進していきます。

**⑦日常生活用具給付等事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 重度の障がいがある人等を対象に、日常生活用具の給付及び貸与により日常生活の便宜を図ります。 |
| 対象者 | 日常生活用具を必要とする障がい者・障がい児・難病患者等 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 3 | 5 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 0 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 4 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 4 | 4 | 8 | 10 | 12 | 14 |
| 排泄管理支援用具 | 件 | 527 | 586 | 528 | 550 | 550 | 550 |
| 住宅改修費 | 件 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

**■確保のための方策**

●排泄管理支援用具の利用が多く継続的な給付が必要なことから、年間需要量を把握し、計画的な給付に努めます。

●入浴補助用具や歩行支援用具などの自立生活支援用具や、人工喉頭などの情報・意思疎通支援用具は増加しています。支給に際しては必要性や家庭環境など把握したうえで適正な給付を行います。

**⑧手話奉仕員養成研修事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 聴覚障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を送るための身近な理解者となる手話奉仕員（日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した人）の養成・研修を行います。 |
| 対象者 | 希望者のうち、本市が適当と認めた人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

**■確保のための方策**

●日常会話程度を行う手話技術を習得し、聴覚障害に対する理解が深められるよう、市民に対し、広報やSNSを活用して養成研修の周知を行います。参加しやすい研修となるよう、韮崎市民交流センターニコリを会場とし、時間や内容など、講師と相談しながら参加者の増加を図ります。

**⑨移動支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 屋外での移動が困難な障がいのある人等に外出の支援を行い、自立生活及び社会参加を促進します。 |
| 対象者 | 障がいのある人で、本市が外出時の移動支援が必要と認めた人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 移動支援事業 | 箇所 | 14 | 15 | 16 | 16 | 17 | 17 |
| 利用者 | 50 | 56 | 73 | 75 | 78 | 83 |
| 時間 | 2,120 | 1,759 | 2,378 | 2,400 | 2,400 | 2,400 |

**■確保のための方策**

●サービスとしては、ヘルパーによる外出支援と福祉有償運送による移送支援がありますが、移送支援については市内に実施可能な事業所がありません。事業所確保の課題はありますが、利用ニーズに応えられるよう新規事業者の参入を促進するとともに、他の移動施策も活用しながら課題解決に取り組みます。

**⑩地域活動支援センター事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 通所により、創作的活動または生産活動や社会参加等の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援を行います。市内に2か所ある地域活動支援センターのほか、市外のセンターを利用することも可能です。 |
| 対象者 | 地域において就労及び雇用されることが困難な障がいのある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 市内事業所 | 箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 利用者 | 11 | 8 | 10 | 10 | 11 | 12 |
| 市外事業所 | 箇所 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 利用者 | 3 | 4 | 5 | 5 | 6 | 7 |

**■確保のための方策**

●市内には主に精神障がい者を対象とした事業所と主に障がい児を対象とした事業所の2か所が設置されています。利用者数はほぼ横ばいですが、精神科病院退院直後の方の居場所機能や、社会との交流を図るための場として重要な役割を担っているため、地域に開かれた活動が行えるよう継続して実施します。

**【任意事業】**

**①日中一時支援事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がいのある人の日中活動の場を確保して、日常的に介護をしている家族の一時的な負担軽減を図ります。 |
| 対象者 | 日中支援する者がいないなど、一時的に見守り等の支援が必要と本市が認めた障がいのある人 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 日中一時支援事業 | 箇所 | 29 | 31 | 31 | 32 | 33 | 34 |
| 利用者 | 65 | 84 | 88 | 90 | 95 | 100 |
| 時間 | 9,973 | 8,953 | 9,295 | 9,650 | 9,650 | 9,650 |

**■確保のための方策**

●箇所数、利用者とも増加しています。家族の就労などにより放課後や休日などの利用が多く、今後も利用の増加が見込まれます。今後も一時的な居場所として利用できるよう利用者や事業者の意見を聴きながら支援していきます。

**②声の広報発行事業**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 文字による情報入手が困難な視覚障がいがある人等に、音訳（ＣＤ）による広報や議会だよりを定期的に提供します。 |
| 対象者 | 文字による情報入手が困難な視覚障がいがある人等 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 声の広報発行事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者 | 13 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |

**■確保のための方策**

●近年、利用者は減少していますが、身体障害者手帳（視覚障がい）取得時に事業の周知をしていきます。また、視覚障がい者や山梨ライトハウスから意見を聴取し、継続したサービスの提供に努めます。

**第6章　韮崎市第3期障がい児福祉計画**

**1　基本指針の成果目標・活動指標**

**（1）児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。・令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 |
| 韮崎市の指針 | ・児童発達支援センターは圏域で設置済みです。・児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容の推進体制を構築します。 |

**■成果目標**

**①児童発達支援センター設置数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和3年度末の児童発達支援センターの設置状況 | 4か所 | 令和3年度末の児童発達支援センターの設置数 |
| **【目標値】**令和8年度末の児童発達支援センターの設置状況 | 4か所 | 令和8年度末の児童発達支援センターの設置数**【国目標1か所以上】** |
| うち、圏域での設置数 | 3か所 | そのうち、圏域で設置する数 |

**②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無 | 有 | 保育所等訪問支援が利用できる体制の整備や、保育・教育施設等との連携による地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 |

**（2）重症心身障がい児を支援する事業所の確保**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保する。市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。 |
| 韮崎市の指針 | ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は市内で設置済みです。児童発達支援事業所は、引き続き、圏域に所在する事業所と連携を図り、体制づくりを行います。 |

**■成果目標**

**①児童発達支援事業所数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和3年度末の児童発達支援事業所数 | 5か所 | 令和3年度末の児童発達支援事業所数 |
| **【目標値】**令和8年度末の児童発達支援事業所数 | 6か所 | 令和8年度末の児童発達支援事業所数 |
| うち、圏域での設置数 | 5か所 | そのうち、圏域で設置する場合 |

**②放課後等デイサービス事業所数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和3年度末の放課後等デイサービス事業所数 | 10か所 | 令和3年度末の放課後等デイサービス事業所数 |
| **【目標値】**令和8年度末の放課後等デイサービス事業所数 | 11か所 | 令和8年度末の放課後等デイサービス事業所数 |
| うち、圏域での設置数 | 9か所 | そのうち、圏域で設置する場合 |

**（3）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場**

|  |  |
| --- | --- |
| 国の指針 | ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。各市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えない。 |
| 韮崎市の指針 | ・協議の場については圏域で設置済みですが、コーディネーターの配置につきましては県及び圏域他市と協議して検討します。 |

**■成果目標**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **数値** | **考え方** |
| 令和3年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場 | 1か所 | 令和3年度末の児童発達支援事業所数 |
| **【目標値】**令和8年度末の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場 | 1か所 | 令和8年度末の児童発達支援事業所数 |
| うち、圏域での設置数 | 1か所 | そのうち、圏域で設置する場合 |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 | 1人 | 基幹相談支援センター、障がい児相談支援事業所等における、医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 |

**2　障がい児支援サービスの見込み量と確保のための方策**

**※見込量の単位**

●人日　　…月間の利用人数×一人一月あたりの平均利用日数

●利用者　…月間の利用人数＝実人員

●配置人数…市内における配置人数

**①児童発達支援・医療型児童発達支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。（児童発達支援）医療的ケアが必要な障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。（医療型児童発達支援） |
| 対象者 | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子ども（児童発達支援）肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子ども（医療型児童発達支援） |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 児童発達支援 | 人日 | 284 | 233 | 256 | 260 | 270 | 280 |
| 利用者 | 24 | 23 | 23 | 24 | 25 | 26 |

**②放課後等デイサービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がいのある子どもに日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、放課後等の居場所を提供します。 |
| 対象者 | 学校教育法に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある子ども |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 放課後等デイサービス | 人日 | 577 | 661 | 690 | 720 | 750 | 780 |
| 利用者 | 48 | 55 | 59 | 64 | 69 | 74 |

**③保育所等訪問支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 保育所等を現在利用中または今後利用予定のある障がいのある子どもが、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等の職員に対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。 |
| 対象者 | 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校などに在籍している障がいのある子ども |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 保育所等訪問支援 | 人日 | 19 | 16 | 18 | 20 | 22 | 24 |
| 利用者 | 19 | 16 | 18 | 20 | 22 | 24 |

**④居宅訪問型児童発達支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 重度の障がい児等で、児童発達支援を受けるために、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行います。 |
| 対象者 | 重度の障がい等の状態にあり、児童通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 利用者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

**⑤障害児相談支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 障がいのある子どもの心身の状況や環境、当事者または保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画の作成（障害児支援利用援助）を行います。また、給付決定の有効期間内において、継続して支援を適切に利用することができるように、サービス等の利用状況の検証（継続障害児支援利用援助）を行い、必要に応じて計画の変更申請などを勧奨します。 |
| 対象者 | 障害児通所支援を利用するすべての障がい児 |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 障害児相談支援 | 利用者 | 22 | 24 | 27 | 29 | 33 | 36 |

**⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置**

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 保健、医療、福祉その他の関連分野における支援を調整するコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、医療的ケア児（者を含む）に対する総合的な支援体制を構築します。 |
| 対象者 | 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども（人） |

**■見込量（月あたり）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **実績値** | **見込値** | **計画値** |
| **令和****3年度** | **令和****4年度** | **令和****5年度** | **令和****6年度** | **令和****7年度** | **令和****8年度** |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 配置人数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

**■確保のための方策**

●令和3年度から令和5年度の実績をみると、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援が増加しています。市内でサービス提供できる事業者は少なく、市外の事業者を利用する方も多い状況となっています。身近な地域で必要なサービスが提供できるよう、市内のサービス提供事業者や相談支援事業者のほか、医療・保健・教育などの関係機関との連携を強化し、サービスの提供体制の確保を推進します。

●医療的ケア児を支援するコーディネーターの配置が進んでいない状況にあります。専門的視点でサービス調整などの支援が行えるよう、指定障害児相談支援事業者と地域の実情を共有し、コーディネーターの資格取得ができる研修などの情報発信により、配置の増員に努めます。

**第7章　計画の推進体制**

**1　障がいのある人の生活を支援するネットワークの構築**

本計画の推進を通して、障がい者が住み慣れた地域で自分らしく活動できる社会を構築することにおいては、行政による対応・支援だけでなく、障がい者団体、市民、ボランティア団体、地域の関係団体や企業等の参画と行動が必要です。これらの参画主体と相互に連携を図り、総合的な計画の推進に努めます。

また、暮らしを支えることにおいては、周囲の日頃からの理解と支援が重要なものとなります。そのため、障がい及び障がいのある人に関する施策等の周知や情報提供を行い、問題意識を共有することで積極的な取り組みを促進し、地域全体で支援する環境づくりに努めます。

障がい者施策を一体的に推進していくにあたって、保健・医療・福祉・教育・労働等の各種関係機関の代表者で構成される「韮崎市障がい者施策推進協議会」及び「峡北地域障がい者自立支援協議会」をはじめとする各種協議会を運営し、障がいのある人の支援に関係する各部局・関係団体間の連携を強化し、有機的なつながりの構築を図ります。

**2　計画の推進方法**

**（1）計画の周知・啓発**

本計画の効果的な推進においては、市民一人ひとりによる参画・協力が重要です。計画の公表は、より多くの市民に周知することや透明性を確保する上で必要であることから、市ホームページや広報紙への掲載などの多様な機会を通して、周知の徹底を図ります。

**（2）計画策定後の評価・検証**

本計画は、障がいのある人の生活を支える障がい者施策の展開及び障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて推進されるため、ＰＤＣＡサイクル[[52]](#footnote-52)に沿って進捗状況の評価・検証を行いながら施策全般の改善を図っていきます。そのため、「韮崎市障がい者施策推進協議会」において定期的に計画の進捗状況について報告・確認を行い、分析・評価のもと課題への対応を図ります。

ＰＬＡＮ

計画の立案・策定

ＡＣＴＩＯＮ

改善策の検討・計画への反映

ＣＨＥＣＫ

進捗管理・点検・評価

ＤＯ

計画の実施

**資料編**

**1　策定経過**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **年月日** | **項目名** | **内容など** |
| 令和4年9月22日 | 令和４年度第１回韮崎市障がい者施策推進協議会 | ・韮崎市第6次障がい者ふれあい計画及び韮崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の概要説明・計画策定スケジュール・アンケート調査内容の検討 |
| 令和4年10月31日～11月18日 | 市民アンケート調査の実施 | ・17～31ページ参照 |
| 令和5年2月21日 | 令和４年度第2回韮崎市障がい者施策推進協議会 | ・アンケート調査結果の報告・韮崎市第5次障がい者ふれあい計画及び韮崎市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画計画の評価・検証 |
| 令和5年8月21日 | 令和5年度第１回韮崎市障がい者施策推進協議会 | ・韮崎市第6次障がい者ふれあい計画及び韮崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案検討 |
| 令和5年10月23日 | 令和5年度第２回韮崎市障がい者施策推進協議会 | ・韮崎市第6次障がい者ふれあい計画及び韮崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案検討 |
| 令和5年12月11日～令和6年1月12日 | パブリックコメントの実施 | ・韮崎市第6次障がい者ふれあい計画及び韮崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について広報、ホームページに掲載 |
| 令和6年2月20日 | 令和5年度第3回韮崎市障がい者施策推進協議会 | ・パブリックコメント結果の報告・韮崎市第6次障がい者ふれあい計画及び韮崎市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の承認 |

※その他

令和5年9月韮崎市心身障がい児（者）父母の会フリースペースにおいて計画骨子案、令和5年11月峡北地域障がい者自立支援協議会連絡調整会議、令和5年11月韮崎市計画相談支援事業所連絡会において計画素案に関する意見聴取を実施

**2　韮崎市障がい者施策推進協議会委員名簿**

【委嘱期間：R4.4.1～R7.3.31（3年）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **区分** | **氏名** | **所属・役職** | **備考** |
| 1 | 障がい者及びその家族 | 杉山　浩子 | 韮崎市心身障がい児（者）父母の会会長 | 副会長 |
| 2 | 平賀　興亜 | 韮崎市身体障害者福祉会会長 |  |
| 3 | 今福　久子 | 韮崎市身体障害者福祉会副会長 |  |
| 4 | 今福　南 | 韮崎市手をつなぐ育成会会計 |  |
| 5 | 障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者 | 栗原　信 | 社会福祉法人信和会理事長 |  |
| 6 | 小泉　三重子 | 社会福祉法人山梨県障害者援護協会相談支援センターあさひテラス相談支援専門員 |  |
| 7 | 坂本　誠 | 社会福祉法人八ヶ岳名水会障がい者就業・生活支援センター陽だまりセンター長 |  |
| 8 | 学識経験のある者 | 飯室　正明 | 社会福祉法人三井福祉会アンダンテ中北圏域マネージャー | 会長 |
| 9 | 梶山　礼子 | 医療法人韮崎東ケ丘病院医療相談室　精神保健福祉士 |  |
| 10 | 関係行政機関の職員 | 藤巻　真美 | 山梨県立あけぼの医療福祉センター峡北地域療育コーディネーター |  |
| 11 | 功刀　重文 | 社会福祉法人韮崎市社会福祉協議会事務局長 |  |
| 12 | 庁内関係課担当者（事務局扱い） | 高瀨　有治 | 教育課指導主事 |  |
| 13 | 保坂　由美 | 長寿介護課課長補佐兼介護支援担当リーダー |  |
| 14 | 福田　望 | 健康づくり課保健指導担当リーダー |  |
| 15 | 小屋　理恵 | こども子育て課こども相談担当リーダー |  |
| 16 | 事務局 | 野口　文香 | 福祉課長 |  |
| 17 | 小倉　利仁 | 福祉課障がい福祉担当リーダー |  |
| 18 | 出口　幸英 | 福祉課障がい福祉担当主幹・社会福祉士 |  |
| 19 | 山本　佳菜美 | 福祉課障がい福祉担当主事・社会福祉士 |  |
| 20 | 森澤　真名 | 福祉課障がい福祉担当主事・社会福祉士 |  |

（敬称略）

**韮崎市　第6次障がい者ふれあい計画**

**韮崎市　第7期障がい福祉計画**

**韮崎市　第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月

発行：韮崎市

〒407-8501山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

TEL：0551-22-1111/FAX：0551-22-8479

1. 障害者基本法：障害者権利条約の考え方を踏まえながら、障がいのある人のための施策や理念を定めた法律。障害者基本計画の策定を義務づけ、障がいのある人に対するあらゆる社会的障壁の撤廃や社会参加等の促進を目的としている [↑](#footnote-ref-1)
2. 障害者虐待防止法：正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。養護者や障害者福祉施設従事者、雇用者等による障がいのある人への虐待の防止、及びその養護者に対する支援等について定めている [↑](#footnote-ref-2)
3. 障害者総合支援法：平成18年に成立した「障害者自立支援法」を前進に、平成24年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」として改正されたもの。谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備の推進について定めている [↑](#footnote-ref-3)
4. 障害者差別解消法：正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする差別を解消するために、日常生活や社会参加等における障がいのある人の活動を制限する社会的障壁の除去の推進について定めている [↑](#footnote-ref-4)
5. 難病：原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれのある疾病等。経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。令和４年１月現在、国では338の疾病を指定難病としている [↑](#footnote-ref-5)
6. 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に基づき、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として都道府県知事等が交付するもの。障がいの程度により１級から７級までの等級区分があり、１級から６級まで手帳の交付が受けられる [↑](#footnote-ref-6)
7. 療育手帳：知的障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのある人に対して交付される手帳。障がいの程度は、Ａ―１、Ａ―２ａ判定が最重度、Ａ―２ｂ、Ａ―３判定が重度、Ｂ―１判定が中度、Ｂ―２判定が軽度となっている [↑](#footnote-ref-7)
8. 精神障害者保健福祉手帳：精神保健福祉法に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し証票として都道府県知事等が交付するもの。交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることにより、精神障がいのある人の社会復帰、自立並びに社会参加の促進を図ることを目的としている。障がいの程度により１級から３級までの等級区分がある [↑](#footnote-ref-8)
9. 特別支援学級：学校教育法施行規則により、知的障がいや肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある子どものために、各小中学校に設置されているもの [↑](#footnote-ref-9)
10. 特別支援学校：平成19年より始まった従来の盲・聾・養護学校などの障がいの種類を超えた学校制度。障がいの程度が比較的重い視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象としている [↑](#footnote-ref-10)
11. 権利擁護：知的障がいや精神障がいのある人、認知症高齢者などの、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者を代理とした支援などにより、その人の権利を守る取り組み [↑](#footnote-ref-11)
12. 療育：障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として、早期に行われる適切な医療と保育 [↑](#footnote-ref-12)
13. ユニバーサルデザイン：年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、施設や遊具、仕組みなどがすべての人にとって、利用・享受できる仕様・デザインに工夫する考え方 [↑](#footnote-ref-13)
14. 日常生活自立支援事業：知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることが難しい人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業 [↑](#footnote-ref-14)
15. 成年後見制度：知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被ることのないよう、家庭裁判所に申し立てをし、その人を援助してくれる人（成年後見人、保佐人、補助人）により保護、支援する制度 [↑](#footnote-ref-15)
16. 基幹相談支援センター：障がいのある人やそれに準じる人を対象とする地域の相談支援の拠点。一般的な相談の他、さまざまなケースへの対応、虐待防止等を行っている [↑](#footnote-ref-16)
17. 福祉避難所：災害時などにおいて、障がいのある人や高齢者といった日常生活に問題を抱えやすい人の支援などのサポート体制が整備されている地域の避難所 [↑](#footnote-ref-17)
18. バリアフリー：社会生活を送る上で妨げとなる障壁（＝バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消等、生活環境上の物理的障壁を除去する考え方。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる [↑](#footnote-ref-18)
19. 避難行動要支援者登録台帳：災害時に、障がいなどにより避難行動等に支援を必要とする方について、あらかじめ市、民生委員、警察、地区などで情報を把握し、避難の際の手助けに役立てるもの [↑](#footnote-ref-19)
20. インクルージョン：障がいの有無にかかわらず、すべての人々が孤独や孤立、排除や摩擦を受けることなく、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会の構成員として包み支え合う、という理念 [↑](#footnote-ref-20)
21. エンパワメント：個人や集団がより自己決定能力や社会的・政治的・法的な力を獲得し、自分たちに影響を及ぼす事柄を、自分自身でコントロールできるようになること [↑](#footnote-ref-21)
22. 社会福祉協議会：地域福祉の推進を図るために、すべての市区町村に設置されている民間の福祉団体。また、地域住民ボランティアや保健・福祉等の関係者、行政機関等の参加・協力を得ながら活動している [↑](#footnote-ref-22)
23. 障害者週間：「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日（1975年12月9日）である「障害者の日」に代わり、平成16年の障害者基本法の改正により、12月3日から9日までの１週間が「障害者週間」とされている [↑](#footnote-ref-23)
24. 自閉症：集団不適合などの傾向を示す発達障がいの一種。一般的に知的障がいなどを伴う場合が多いが、アスペルガー症候群などのように、知的障がいを伴わないケースもある [↑](#footnote-ref-24)
25. 生活習慣病：従来では成人病と呼ばれていた、食生活や喫煙、飲食、運動不足等の自らの生活習慣を原因とする、個人の意識で予防することができる慢性疾患の総称 [↑](#footnote-ref-25)
26. 特定健康診査：平成20年から医療保険者に実施を義務づけられた健康診査。特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に重点を置き、生活習慣病の予防を目的としている [↑](#footnote-ref-26)
27. 特定保健指導：特定健康診査の結果をもとに、生活習慣病の発症リスクが高いものの、生活習慣の改善により生活習慣病の予防が期待できる人に対して生活習慣を見直すサポートをするもの [↑](#footnote-ref-27)
28. メンタルヘルス：こころの健康・精神衛生のこと。身体の健康と同様に、状態が良好でない場合にはこころが病気になり、場合によっては身体に症状が出ることもある [↑](#footnote-ref-28)
29. 自立支援医療：公費負担医療で、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するもの [↑](#footnote-ref-29)
30. 要保護児童対策地域協議会：すべての子どもが心身ともに健やかに安心して育つことができるよう、児童福祉、教育、警察などの関係機関が連携し、児童虐待等を早期発見・対応できるよう活動している協議会 [↑](#footnote-ref-30)
31. 地域包括支援センター：介護保険法の改正に伴い創設された機関。地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・医療・福祉の向上、財産管理、虐待防止などのさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践している [↑](#footnote-ref-31)
32. 家庭児童相談員：児童やその家庭に生じた問題、虐待、配偶者暴力等に関する相談・カウンセリングを行う人 [↑](#footnote-ref-32)
33. ピアサポート：障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のこと。また、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」という [↑](#footnote-ref-33)
34. ヤングケアラー：本来であれば大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている18歳未満の子ども [↑](#footnote-ref-34)
35. 自立支援協議会：地域の障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営しているもの [↑](#footnote-ref-35)
36. 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供されるシステム [↑](#footnote-ref-36)
37. リハビリテーション：障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人のライフステージにおけるすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指す障がい者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会等の各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的な推進が必要である [↑](#footnote-ref-37)
38. 地域生活支援事業：指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村・都道府県が行う事業。「必須事業」と「任意事業」を含んでいる [↑](#footnote-ref-38)
39. 発達障がい：発達障がいの定義は、発達障害者支援法第２条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発言するものとして政令で定めるもの」とされている [↑](#footnote-ref-39)
40. 就労移行支援事業所：障がいのある人が一般就労等に移行することを目的に、事業所や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う事業所 [↑](#footnote-ref-40)
41. 障害者就業・生活支援センター：障がいのある人の職業の安定と日常生活上の支援を目的に雇用・福祉・教育等の関係機関と連携をとりつつ、地域社会において必要な指導や助言などの支援を行う機関 [↑](#footnote-ref-41)
42. 子育て支援センター：乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、地域全体で子育て支援を行う施設 [↑](#footnote-ref-42)
43. 児童センター：児童館の一つで、地域の子どもの心身の健全な育成を目的に、主に運動などの遊びを通じた子どもの運動能力や体力の向上が図られる事業や設備が整備されている施設 [↑](#footnote-ref-43)
44. 臨床心理士：臨床心理学に基づく心理学・医学に関する知識を用いて、人間のこころの問題の解決に向けた相談やアドバイスを提供する、臨床心理士資格を持つ人 [↑](#footnote-ref-44)
45. 認定こども園：幼稚園と保育施設の双方の機能を併せ持つ施設であり、保護者の働いている状況にかかわらず０～５歳の就学前の子どもを対象とした幼児教育及び保育を提供する施設 [↑](#footnote-ref-45)
46. 精神障害者社会適応訓練事業：精神障がいのある人が実際の職場で作業について働くことにより、社会適応訓練を行うことで、障がいの再発防止と社会的な自立を目的とした事業 [↑](#footnote-ref-46)
47. 障害者優先調達推進法：正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めている [↑](#footnote-ref-47)
48. 点字図書：視覚障がいのある人のために、表面の凹凸に触れることで読むことができるよう点字に翻訳された本 [↑](#footnote-ref-48)
49. 大活字本：弱視や高齢者でも読みやすいように、通常の本の２～３倍の大きい文字を使った本 [↑](#footnote-ref-49)
50. 基本指針：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）」を指す [↑](#footnote-ref-50)
51. 強度行動障がい：自傷や他傷、物損、睡眠や食事の乱れ、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こり、特別に配慮された支援が必要となっている状態 [↑](#footnote-ref-51)
52. ＰＤＣＡサイクル：点検・評価を一連のシステムとして進める手法で、計画を立て（Ｐｌａｎ）、実行し（Ｄｏ）、実行した結果を評価し（Ｃｈｅｃｋ）、計画のさらなる見直し（Ａｃｔｉｏｎ）を行うこと [↑](#footnote-ref-52)